

令和 7 年度
自 己 点 檢 ・ 評 価 報 告 書

令和 7 (2025) 年 9 月
別府大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	· · · 1
II. 沿革	· · · 4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	· · · 6
基準 1. 使命・目的	· · · 6
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	· · · 6
基準 2. 内部質保証	· · · 10
2-1. 内部質保証の組織体制	· · · 10
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	· · · 12
2-3. 内部質保証の機能性	· · · 14
基準 3. 学生	· · · 20
3-1. 学生の受入れ	· · · 20
3-2. 学修支援	· · · 23
3-3. キャリア支援	· · · 29
3-4. 学生サービス	· · · 32
3-5. 学修環境の整備	· · · 36
基準 4. 教育課程	· · · 44
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	· · · 44
4-2. 教育課程及び教授方法	· · · 50
4-3. 学修成果の把握・評価	· · · 55
基準 5. 教員・職員	· · · 58
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	· · · 58
5-2. 教員の配置	· · · 61
5-3. 教員・職員の研修・職能開発	· · · 62
5-4. 研究支援	· · · 65
基準 6. 経営・管理と財務	· · · 69
6-1. 経営の規律と誠実性	· · · 69
6-2. 理事会の機能	· · · 70
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	· · · 73
6-4. 財務基盤と収支	· · · 75
6-5. 会計	· · · 79

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

別府大学の建学の精神は、「真理はわれらを自由にする(VERITAS LIBERAT)」である。

昭和 21(1946) 年 5 月、別府大学の創設者・佐藤義詮（明治 39 (1906) 年—昭和 62 (1987) 年）は、別府大学の前身である別府女学院の開学に際して、新しい学校の理念としてこの言葉を掲げた。爾来この言葉は、別府女子専門学校、別府女子大学を経て現在の別府大学に引き継がれ、今日まで一貫して建学の精神である。

のちに佐藤は、建学の精神に関して、「自由は人間性の尊重であり、真理の探究は学問の最終目標でなければならない」と記している。また、学生から「真理はわれらを自由にする」という言葉を建学の精神とした理由を尋ねられたとき、「戦前戦中を通じて自由と真理は弾圧されてきた。これから日本は真理を求める、自由を愛する若者を育てていかなければならない」と語ったといわれる。それゆえ、建学の精神は、教育理念として、真理を求める自由を愛する人間を育てていくことを意味している。

自由が抑圧された時代が終わり、敗戦後の日本には自由があたえられた。自由は解放感を醸成する。実際、敗戦後の別府には野放図な自由を享受する若者たちの放恣な姿がみられたという。しかし自由の本義は、単にしたいことをする自由を享受することにあるのではなく、何をなすべきか、あるいは何をなすべきでないかをわきまえて、自らの態度と行為を律し、自由に選択しうることを意味する。そのためには自由は真理や正義の認識によって導かなければならぬ。学問の究極の目的はまさに真理の探究にある。「真理はわれらを自由にする」という建学の精神は、それゆえ、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを示すものである。

佐藤はこの建学の精神を具体化するために文学部の大学を創ろうとした。別府大学文学部は、国文学と英文学の 2 専攻から始まり、昭和 38 (1963) 年に史学科を、昭和 48 (1973) 年に美学美術史学科を設置した。このような学科構成には、文学や歴史や哲学や芸術についての学問を通してすぐれた人間性を育てようという人文主義的な理想が込められている。

以上のように、敗戦直後に創立された別府女子大学、別府大学は、自由と真理を愛する人間を育てようとする建学の精神のもと、文学部だけの大学として半世紀以上の歴史を経てきた。しかしその後の日本社会の急激な変化と発展は、大学進学者の増大をもたらすと同時に、社会の様々な分野の発展を担うことのできる人間の育成を大学教育に求めるようになった。

そして 21 世紀になって別府大学も社会の要請に応えるべく、平成 14 (2002) 年に食物栄養学部（現食物栄養科学部）を、平成 21 (2009) 年に国際経営学部を設置した。文学部が建学の精神に基づく人間教育を目的とする学部であったのに対して、食物栄養科学部は、社会、特に地域社会が必要とする人材育成を目的とし、国際経営学部はグローバル化かつ多様化した現代社会を理解したうえで、地域社会が必要とする人材の育成を目的としている。

このように、別府大学は一方において時代の変化に対応して学部を増設して教育内容を広げてきたが、他方において「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を大学全体の教育理念として明示し、真理を求める自由を愛する人間の育成を目指している。

2. 使命・目的

平成 24（2012）年に改訂された別府大学学則第 1 条において、「別府大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」としている。そして同じ平成 24（2012）年に作成された第 1 期中期計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 2012 未来へのアプローチ）」において、教育、研究、地域貢献をミッション（使命）として定め、ビジョン（目標・大学像）として、「心のかよう温かな大学」「すべての学生が成長できる大学」「研究と創作に挑む創造的な大学」「地域に学び、地域に貢献する大学」「自己改革を続ける大学」を掲げた。

平成 29 年度からの「第 2 期中期計画（平成 29 年度一平成 33 年度）全学生の人間的成长と就職（社会的自立）を目指して」では、上記のミッション、ビジョンを実現するための具体的目標を定めた。

平成 29（2017）年に、学士課程教育の充実、教育の質の維持・向上を目的として、建学の精神や教育目的を基礎に、あらためて各学科の DP（ディプロマ・ポリシー）、CP（カリキュラム・ポリシー）、AP（アドミッション・ポリシー）を策定した。

DP では、すべての学科に共通する方針として【本学の定める課程を修了し、「教養」、「専門力」、「汎用力」の 3 つの力を身につけたと認められる学生に学士の学位を授与する。学修にあたっては、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、学問を通して真理を探究し、確かな知識を修得することによって、独立した主体的な人間となることを基本的な目標とする】とし、「教養」、「専門力」、具体的に示した 4 項目の「汎用力」を 3 つの力に規定して学位授与の方針を明示している。そしてこの DP を達成するために各学科は CP を作成し、教育課程を体系的・階梯的に編成している。教育課程の構成は、学修成果（到達目標）を適切に分類した科目区分を設け、その科目区分に応じた科目を設定することを基本としている。AP は、各学科が（1）学科教育の特色と育成する人材像、（2）入学者に求める能力・資質は何か、（3）高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか、の 3 項目について具体的に入学者受け入れの方針を明示している。

平成 30（2018）年には、アセスメント・ポリシーを策定し、教育の質の向上及び教育の質の保証を進めた。

3. 大学の個性・特色等

別府大学の特色は何よりも「真理はわれらを自由にする」という建学の精神にある。創立者佐藤は戦時中の日本は真理と自由が抑圧されていたと言い、戦後の日本は真理と自由を愛する人間を育成しなければならないと考えて敗戦直後、昭和 21（1946）年に創立された別府女学院（別府女子専門学校）の開校においてこの言葉を建学の精神としたと言う。その後、昭和 25（1950）年に別府女子大学（文学部）となり、昭和 29（1954）年に男女共学の別府大学（文学部）となった後も、この言葉は一貫して本学の建学の精神であり続けている。

そして別府大学は、この建学の精神を教育において実践するために文学部を創った。その精

神は、平成 14（2002）年の食物栄養学部（現食物栄養科学部）、平成 21（2009）年の国際経営学部の新設後も全学の基本精神として受け継がれ、平成 21（2009）年の新学部創設と文学部学科の統合再編を契機に、全学に開かれた共通科目として「大学史と別府大学」が設けられた。さらに、平成 28（2016）年には、創設者の名を冠した「佐藤義詮記念館」を建設し、その 2 階に大学史展示室を設け、建学の精神を受け継ぎ、その原点と歴史を学ぶ場として、学生、教職員のすべてが建学の精神を理解し、大学の理想を普及することを目指している。

別府大学のもう一つの特色は地域社会との深い結びつき、地域貢献である。もともと文学部も大分・別府の地にあって地域の人間を真理や自由を愛する人間に高めていきたいという志に基づくものであった。研究面においても、国文学科と英文学科から史学科、美学美術史学科、文化財学科、人間関係学科へと拡大するとともに、大分の文学、歴史、美術、文化財等についての研究を通して地域に貢献してきた。平成 14（2002）年に設置された食物栄養学部（現食物栄養科学部）と平成 21（2009）年に設置された国際経営学部はともに地域社会が必要とする食と地域経営の人材育成を目的としている。

平成 26（2014）年 6 月には、全学で戦略的に地域連携を推進するために、新たに地域連携推進センターを創設し、大分県や県内の自治体すべてと包括連携協定を結び、大学・短期大学部を含め、地域連携の窓口を 1 本化した。学生は地域で育てていただき、地域にお返しするという理念をもち、地域連携活動の新たなステージに入りつつある。

II. 沿革

1. 本学の沿革

明治41年 4月	「豊州女学校」を開設
昭和21年 5月	「別府女学院」を開校（昭和21年5月別府市鶴見園から現在地に移転）
昭和22年 4月	「別府女子専門学校」を設置
昭和25年 4月	「別府女子大学文学部(国文学専攻・英文学専攻)」を設置
昭和26年 2月	「財団法人豊州高等女学校」を「学校法人佐藤学園」に組織変更認可
昭和29年 3月	「別府女子大学」を「別府大学」に名称変更し、男女共学とする
4月	「別府大学附属上代文化博物館」を開設（別府市六勝園）
昭和38年 4月	「文学部史学科」を設置、学芸員養成施設認可、「英文学専攻」「国文学専攻」をそれぞれ「英文学科」「国文学科」に名称変更
昭和48年 4月	「文学部美学美術史学科」を設置
昭和52年 3月	「別府大学附属上代文化博物館」を「別府大学附属博物館」に名称変更し、移転
昭和56年 4月	「別府大学アジア歴史文化研究所」を設置
平成元年 4月	「別府大学別科日本語課程」を設置
平成 5年 1月	放送大学と単位互換協定を締結
平成 6年10月	「湯布院教職員研修所」（大分郡湯布院町〈現 由布市〉）を開設（平成30年閉所）
平成 7年 4月	「宇佐教育研究センター」（宇佐市）を開設
平成 9年 4月	「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程」「文学部文化財学科」を設置
5月	「学校法人佐藤学園」を「学校法人別府大学」に法人名称を変更
平成10年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻修士課程」を設置、「別府大学日本歴史文化研究センター」（日田市）を開設
10月	「学校法人別府大学」と「学校法人明星学園」との法人合併
平成11年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程」「別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程（後期）」を設置、「別府大学歴史文化総合研究センター」を開設
平成12年 4月	「別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程（後期）」「文学部人間関係学科」を設置、「文学部美学美術史学科」を「文学部芸術文化学科」に名称変更
平成13年 4月	「別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（後期）」を設置
平成14年 4月	「別府大学食物栄養学部食物栄養学科」（管理栄養士養成施設）を設置
平成16年 4月	「別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程」を設置
平成18年 4月	「食物栄養学部」を「食物栄養科学部」に名称変更、食物栄養科学部に「食物バイオ学科」を設置、「別府大学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻修士課程」を設置
平成19年 4月	「メディア教育・研究センター」を設置
平成20年 5月	学校法人別府大学創立100周年記念式典を開催
平成21年 4月	「国際経営学部国際経営学科」を設置。文学部の「国文学科」「英文学科」「芸術文化学科」を「国際言語・文化学科」に、「史学科」「文化財学科」を「史学・文化財学科」に改組。食物栄養科学部の「食物バイオ学科」を「発酵食品学科」に名称変

	更
平成23年12月	「文化財研究所竹田センター」「竹田市・大学連携センター」を開設
平成26年 6月	「地域連携推進センター」を設置
平成30年11月	学校法人別府大学創立110周年記念式典を開催
平成31年 2月	別府大学剣志寮竣工
令和3年 4月	大学院文学研究科史学・文化財専攻設置
12月	別府大学創立70周年記念式典を開催
令和4年 3月	大学院文学研究科歴史学専攻を廃止
令和5年 3月	大学院文学研究科文化財学専攻を廃止
令和7年 4月	看護学部看護学科を設置

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-①学内外への周知

1-1-②中期的な計画への反映

1-1-③三つのポリシーへの反映

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

(1) 学内への周知

学生に対しては、教養科目「大学史と別府大学」を設けて、建学の精神、教育目的および学園設立の経緯や沿革などについて解説している。また、こうした教育理念や目的は、大学生活の手引き「学生生活」及び「大学院学生便覧」の中に掲載し、学生や教職員が日常的に目にするように配慮している。さらに、平成 29（2017）年度に創設者の名を冠した「佐藤義詮記念館」を建設し、その 2 階に「大学史展示室」を設け、学生・教職員が日常的に学園の原点とその歴史を学び、本学の教育研究の理念・目的を顧みることができるようしている。

(2) 学外への周知

本学の教育研究理念である「建学の精神」は、理事長や学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、「大学案内」、学園広報誌「Be-News」を始めとする各種印刷物・広報媒体、学内の石碑や建造物、職員の襟章や名刺、あるいは本学の HP

（ホームページ）等に明示している。また、本学 HP の「情報公開」ページの冒頭に、寄附行為と大学学則を掲載し、法人の目的や本学の教育研究理念・目的が学外のステークホルダーに周知されるように努めている。

1-1-②中期的な計画への反映

(1) 中期計画の実施

本学は、本学の使命と目的を達成するため、平成 24（2012）年度から中期計画（5ヶ年）を策定し、これに基づき教育に取り組んでいる。中期計画は平成 29（2017）年度に第 2 期、令和 4（2022）年度に第 3 期と更新し、現在、第 3 期の 4 年目を迎えている。中期計画は計画ごとに 5 カ年のビジョンと重点目標を策定し、毎年、PDCA サイクルを回して、計画の遂行に努めている。

(2) 学園・本学の使命・目的及び教育研究上の目的の中期計画への反映

中期計画の策定に当たっては、教育法規と学園の使命および本学の教育理念と目的を踏まえ、毎回、計画のコンセプトを定めている。第1期では本学の使命である「教育・研究・地域貢献」、第2期では「学生の人間的成長と社会的自立」をコンセプトに重点目標を策定した。現行の第3期計画は第2期の骨格を継承し、「個性的な大学づくりと人間的に優れた人材の育成」をコンセプトに重点目標と年次計画を立案し、実行に移している。こうした中期計画は、上述の通り、法人としての使命・目的および大学の教育研究上の目的を踏まえて策定を行っていることは言うまでもない。各中期計画の文章の最初に、法人と大学の使命と目的を明記し、このことを明らかにしている。

1-1-③三つのポリシーへの反映

(1) 三つのポリシーの策定

本学は、本学の教育研究の目的を達成するに当たり、教育の質を担保するためにアドミッション・ポリシー(以下「AP」と言う。)、カリキュラム・ポリシー(以下「CP」と言う。)、ディプロマ・ポリシー(以下「DP」と言う。)の三つのポリシー(以下、「3ポリシー」と言う。)を策定し、これに基づいて教育を実施している。

(2) 使命・目的及び教育研究上の目的の3ポリシーへの反映

本学は上述の通り(1-1-①)、大学全体の教育目標を定めており、これに基づき、教育目標として「真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送りだすこと」を掲げている。そして、上述の通り、各学科もまた大学の教育目的の趣旨を踏まえた教育目的をそれぞれ定めている。

本学は、3ポリシーに基づいて教育の内部質保証を確立するという課題を達成するためには、平成22(2010)年度に策定した3ポリシーを平成29(2017)年度に大幅に改定した。新たに策定されたDPでは、「別府大学は本学の定める課程を修了し、教養力、専門力、汎用力の3つの力を身につけたと認められる学生に学位を授与する」とし、CPでは、「DPに示された到達目標を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成する」とした。そしてAPでは、学科教育の特色と育成する人材像、入学者に求める能力・資質、高等学校段階までに培ってきた能力の評価の仕方について具体的に明示している。このように本学の教育目的・目標が掲げる教養力、専門力そして社会貢献力の育成は、3ポリシーにその中核理念として反映されている。

1-1-④教育研究組織の構成との整合性

(1) 教育研究組織の発展

本学の創設者佐藤が掲げた建学の精神は、昭和21(1946)年の別府女学院の創設より、同25(1950)年の本学開学を経て今日に至るまで、法人及び本学の目的及び教育目的の理念的根源となっている。本学はこの建学の精神を踏まえつつ、また一方で時代や社会の変化にも

柔軟に対応し、教育研究組織の充実を図ってきた。

本学園は明治 41 (1908) 年に「豊州女学校」を設立して以来、一貫して女子教育に携わってきた。本学も昭和 25 (1950) 年に女子専門学校を発展させ女子大学として開学し、同 29 (1954) 年に男女共学の現大学となった。そのため当初は文学部の単科大学で、学科も国文学科と英文学科によって構成されていた。その後、昭和 38 (1963) 年に文学部の中に史学科（現在の史学・文化財学科）、次いで昭和 48 (1973) 年に美学美術史学科（芸術文化学科を経て、現在の国際言語・文化学科）を開設し、文学部の学びを拡張していった。その後、学問分野を人文科学から自然科学、社会科学分野へと広げ、自然科学分野としては、平成 14 (2002) 年に食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科、平成 18 (2006) 年に食物栄養科学部食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設し、社会科学分野としては、平成 21 (2009) 年には国際経営学部国際経営学科を開設した。一方また研究大学への高みも追求し、文学部と食物栄養科学部の上に大学院 2 研究科を設け、平成 9 (1997) 年に文学研究科歴史学専攻、平成 10 (1998) 年に同研究科日本語・日本文学研究科、11 (1999) 年に同研究科文化財学専攻、平成 16 (2004) 年に同研究科臨床心理学専攻、平成 18 (2006) 年に食物栄養科学研究科食物栄養学専攻を開設した。そして、令和 7 (2025) 年に看護学部看護学科を開設し、既存の学問分野である福祉・心理分野及び食物栄養学分野と連携が図れる体制を整えた。

こうした学部・学科の開設に伴い、そこにおける教育や研究に資するため博物館や研究センター等の施設・機関を開設し、教育研究上の目的達成を補完せしめた。

このように本学は、建学の精神、法人の目的、大学・大学院の目的及び教育研究上の目的に立脚し、真理を求める教育・研究を基礎としながら、一方で社会の変化に対応し、社会が必要とする学部・学科及び研究科・専攻を開設するとともに、博物館等の教育研究施設を設置してきた。そして、各学科・専攻がそれぞれの学問分野において 3 ポリシーを策定し、学生の受け入れから学位の認定までのプロセスを適正に管理し、教育に当たっている。

1-1-⑤変化への対応

（1）社会情勢の変化に応じた教育研究組織の拡充

上述の通り、本学は文学部の単科女子大学に始まり、現在は男女共学の 4 学部、大学院 2 研究科を擁するに至っている。このような教育研究組織の拡充は、戦後から今日に至るまでの社会情勢の変化に応じ、本学がその使命と目的を達成するために必要とした改革であった。

昭和 38 (1963) 年の史学科の開設は、当時の考古学に対する社会的関心の高まりを背景とし、また同 48 (1973) 年の美学美術史学科の開設は、高度経済成長から人間性尊重へと社会的趨勢が推移する中、文学・哲学と芸術を融合させた文化意識をもつ人材を育成するという理念のもとに設けられた。その後、平成 9 (1997) 年に文化財学科、平成 12 (2000) 年に人間関係学科を開設したが、文化財学科は文化財が人類共通の貴重な遺産であることが社会的に認知され、その保護・保存に携わる人材の育成を、また人間関係学科は複雑化した現代社会の人間関係を改善することができる人材の育成を目的に設けられた。

平成 9 (1997) 年に大学院を開設したが、これは 1990 年代の知識基盤社会の進展に対応し

て、学術研究の高度化と高い専門性を有する人材の養成を目的したものであった。また、2000年代に入り「生活習慣病」が問題となると、平成14（2002）年に健康的な社会の構築に貢献する人材を育成するため、食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科を開設し、平成18（2006）年には同学部に食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設した。更に社会のグローバル化が進むと、平成21（2009）年にこのような現代社会に対応できる地域人材を育成するため、国際経営学部国際経営学科を開設した。また同年、社会の多様化の進展に対応するため、文学部を改組し、従来の6学科（国文学科、英文学科、史学科、芸術文化学科、文化財学科、人間関係学科）を3学科（国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科）に統合し、複合的な学識・技能を修得できるように再編した。そして、令和7（2025）年には、近年の医療の高度化、地域医療の重要性の高まりなどを背景に、高度な医療・看護に対応できる自律した看護職人材を養成するため、新たに看護学部を開設した。

本学は社会貢献を大学の使命の一つとして重視し、時代や社会のニーズに応じて地域との連携を推進してきたが、こうした大学の戦略的地域連携を進める中核機関として、平成26年（2014年）に新たに地域連携推進センターを大学事務局に設置し、県内自治体と包括協定を結ぶ等、様々な取り組みを行ってきた。

（2）本学の使命・目的及び教育研究上の目的と組織の改編についての検証

このように本学は時代の変化、社会のニーズに対応しながら、学部・学科の新設や改組を行い、学園と本学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成することに努めてきた。

こうした近年における大学の使命についての本学の考え方と、学則に定める本学の目的との整合性を図るため、平成23（2011）年度に本学学則第1条に定める目的の改定を行い、現行の目的及び教育目的を定めた。

また、平成24（2012）年から時代や社会の変化に対応しながら、大学の使命や目的をより効率的に達成するため、5カ年の「中期計画」を策定し、年次ごとの振り返りと改善を図ることとした。同年の「第1期中期計画」では、改めて本学のミッション（使命）、ビジョン（目標・大学像）を明確化した。平成29（2017）年から「第2期中期計画」に入り、3ポリシーを大幅に改定することによって、学位授与の方針、学修成果の目標を学科ごとに明確化し、「教育の質保証」を推進することとした。そして、令和4年度から「第3期中期計画」に取り組み、教育力の強化、学生支援力の強化、就職力の強化、研究力の強化、地域力の強化、募集力の強化、マネジメント力の強化、持続可能な社会への貢献を重点目標として、鋭意教育研究活動を推進している。

基準2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 内部質保障のための恒常的な組織

本学は、学則第2条に「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う」と定めるとともに、「別府大学大学企画運営会議規程」第2条七において「教育研究について行う自己点検・評価及び第三者評価に関すること」について、大学企画運営会議が「全学的な視点から企画、審議し、学内の各部局を連絡調整する」と定めている。

大学企画運営会議では、以下のような内部質保障のための自己点検・評価および改善・改革プランの策定を行っている。

1) 第3期中期計画に基づく自己点検・評価

「第3期中期計画」大学・短期大学部の計画では、重点目標として、

1. 教育力の強化
2. 学生支援力の強化
3. 就職力の強化
4. 研究力の強化
5. 地域力の強化
6. 募集力の強化
7. マネジメント力の強化
8. 持続可能な社会への貢献

を掲げている。

大学企画運営会議はこの計画の実施責任組織として、中期計画及び年度計画の進捗を管理し、各計画担当主体である学科・委員会・センター等に取り組みの進行を督励し、計画の達成状況を把握するため重要業績評価指標（KPI）として、

- ①志願者数：965人以上 ②入学者数：485人 ③中途退学率：3%以下
④進路決定率：100% ⑤就職率：100%

を定めて各年度末に事業報告の中で点検している。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

平成30年(2018)度に整備し、令和5年(2023)度に改定を経たアセスメント・ポリシーで

は「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、厳格で客観的・公正な成績評価を行い、かつ、成績評価を含めた複数の方法で学生の学修達成状況を多角的・総合的に評価することによって、教育の質の向上及び教育の質の保障を行う」ことを目的としている。卒業生調査による「卒後評価」、地元社会産業界からの「外部評価」もポリシーに含めている。ポリシーに基づく自己点検・評価の調査、アンケート、取りまとめ、評価、改善プランの作成、報告書の作成については、大学企画運営会議が中心となって、IRセンターの支援のもとに調整と作成を行う。アセスメントの結果はPDCAサイクルに基づいて分析と改善策を策定し、毎年10月はじめのFD研修会において教職員で共有化している。

3) 学長諮問会議による外部評価

年1回以上開催される学長諮問会議では、本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項やその他本学の運営に関する事項について外部評価員が助言を行うことを定めている。大学企画運営会議は助言に基づき、大学運営の改善を行っている。

4) 3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

年1回以上開催される学生との点検・評価会議では、3ポリシーを踏まえた大学の取組に関する適切性について、第一のステークホルダーである学生の視点から点検・評価を行う。大学企画運営会議は学生からの意見に基づき、大学運営の改善を行い、具体的対応については学生に公表周知している。

5) 大学機関別認証評価

大学改革推進会議にて、自己点検評価の実施方針に基づき令和6年度の作成体制を審議し、大学企画会議のもとに令和6年(2024)から自己点検評価報告書作成WG(ワーキンググループ)を設置し、基準に基づき自己点検を行い、大学企画運営会議を中心に改善等を実施し、受審を受けることとしている。また、受審後も大学企画運営会議を中心に所要の対応を行うこととしている。

大学企画運営会議は、これまで認証評価や中期計画の年度ごとの自己点検・評価で実績を積み重ね、その体制は定着している。アセスメント・ポリシーにもとづくPDCAサイクルによる検証と改善策の策定と実施もFD研修会をテコにして定着が進んでいる。今後これを維持拡大していくこととしている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

(1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価

別府大学学則第1章第1節第2条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。」と定め、第2条の2に「本学における教育研究活動の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。」と定めている。

学則に則り、本学では自主的な自己点検・評価を実施し、その結果を全学で共有し、社会に公表している。

1) 中期計画に基づく自己点検・評価

本学は令和4(2022)年度からの5カ年計画「第3期中期計画」において、中期計画に基づいたPDCAサイクルによって改善・改革を着実に進めていく体制を整備し推進している。中期計画では、1. 教育力の強化、2. 学生支援力の強化、3. 就職力の強化、4. 研究力の強化、5. 地域力の強化、6. 募集力の強化、7. マネジメント力の強化、8. 持続可能な社会への貢献を掲げて、それを実現するための重点を年度ごとにさだめて、各学科・学部、研究科、各種委員会、センター等で「事業計画」を立案し(P)、計画を実施し(D)、年度終了時の「事業報告」で「事業計画に対する取組内容」をまとめ、「達成状況および判断理由」として達成度を4段階(I~IV)で評価し(C)、その結果を翌年度の「事業計画」に反映している(A)。

なお、「事業報告」(「活動報告」)「事業計画」等は、企画委員会(自己点検評価ワーキング)でとりまとめ、教授会でも検討のうえ、大学案を法人に提出し、最終的に決定している。また、決定されたものは、教授会で配布し、全学で共有している。

2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

平成30(2018)年9月5日に整備した「別府大学アセスメント・ポリシー」は令和6年(2024)度に、「学修到達状況の評価項目」の見直しを行い改定した。学修成果(到達目標)の達成度評価を、DP及びCPに基づく厳格で客観的・公正な成績評価に加え、以下の7基準により多角的・総合的に評価している。

①ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」

毎年度、学生自身が学修成果(到達目標)の達成度を自己評価する。

②口頭試問またはまとめ試験による「教員による評価」

卒業時に修得していることが期待される学修成果（到達目標）を卒業論文・卒業作成発表会・口頭試問・まとめ試験によって評価する。

③アセスメントテストによる「客観評価」

複数学年での外部テストを利用したアセスメントテストにより、学修成果（到達目標）の達成度、成長度を評価する。

④卒業生調査による「卒後評価」

大学で得られた知識と能力が社会生活に貢献しているか、卒業生への調査を行うことで、学修成果（到達目標）の達成度と到達目標の適切度を評価する。

⑤地元社会・産業界からの「外部評価」

卒業生の就職先の企業等、在学生の学外実習先等の企業・施設等での学生に対する評価を把握し、到達目標の達成度を評価する。

⑥卒業時における学修成果達成度調査

卒業年次生が本学のディプロマ・ポリシーの目標達成度を自己評価する。

⑦CP（カリキュラム・ポリシー）等に基づく教育課程プログラムの成果の検証

各科目や学科ごとのGP分布を調査して問題点を検証し改善策を策定する。

評価は毎年行われ、⑦を中心に毎年10月の全学FDで3学科ごとに報告され大学全体で共有されるとともに意見交換により改善を図っている。データはIRセンターで集計して提供し、アセスメントの報告書も同センターが発行して全学で共有され、HPでも公表されている。

3) 学長諮問会議による外部評価

本学では「学長諮問会議規程」第3条で、

(1) 本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項

(2) その他本学の運営に関する事項

について学長諮問会議で審議し、学長に助言を行うことを定めている。年1回以上開催される学長諮問会議では、自治体や教育界、企業より学外有識者を委員として招き、本学の大学運営について忌憚のない意見を述べていただき、外部評価を受けている。会議の内容は大学企画運営会議で議事録として共有され、意見に対する具体的な改善をたてて、大学全体の改善に活用している。

4) 3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議を年1回以上開催し、大学の取組や学修環境などについて、学生の視点から評価を受け、改善のため活用している。議事録は教授会で配布し、学生には学生ポータルサイトで開示し、全学で共有している。学生意見に対する具体的な改善策については掲示などにより学生に周知している。

5) 大学機関別認証評価

日本高等教育評価機構による認証評価に向け、毎年の点検・評価は同機構の評価基準にもとづいてデータ等の資料を整理し、同基準を意識しながら本学の中期計画に基づいて、自己・

点検評価を行っている。認証評価の受審に当たっては、受審の前年度から同基準に従った自己点検・評価を大学企画運営会議に設置した自己点検評価WGで行うこととしている。自己点検・評価の過程で、本学の満たされていない点があれば大学企画運営会議（自己点検評価WG）を中心に、大学全体で改善を行っている。認証評価の自己点検評価報告書及び認証評価結果に対する改善報告書は、別府大学HP上で公開している。

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

令和2(2020)年10月1日に「別府大学・別府大学短期大学部IRセンター規程」を施行してIRセンターを設置し、センター専任職員を置いている。規程第2条に「センターは、全学的な立場から、大学に係る様々なデータ及び情報の収集、管理、分析などを行い、別府大学・別府大学短期大学部（以下「本学」という。）の戦略的運営の意志決定、推進及び改善を支援することを目的とする」と定め、各部署からの報告やアセスメント調査結果の収集、分析、自己点検評価のためのデータ分析等を実施している。IRセンターの業務や基本方針は、IRセンター運営委員会により審議している。

また調査方法やアセスメントのあり方を常に検討し、IRセンターが他大学と合同検討会議に参加して、他校を参考にしながら改善をはかっている。

自己点検のアセスメント、外部評価、学生評価を確実に実行し、それぞれの報告書を作成公開している。中期計画に沿った事業計画・活動計画を策定して、達成度を自己判定して次年度の計画に反映している。その上で自己点検・評価報告書を作成して公開している。IRセンターは、現状把握のための十分な調査とデータ収集分析を行っており、実施機関（学科等）にデータを提供している。なお分析機能は今後とも継続して充実させる必要がある。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、平成14(2002)年度より毎年授業評価アンケートを実施しており、その結果を分析することで、学修支援に関する学生の意見をくみ上げ、改善につなげている。令和6年度は定期のオンラインアンケート（全学生・全授業科目対象）を授業終了2週間に実施して授業内容や指導方法に係る質的・量的データを取得し、両者を等しく分析することで学生のニーズを継続的に把握している。なお、より実態に合った意見を収集するため調査は完全匿名で実施し、質問項目は経時比較を前提に基本的な構成を維持しながらも、学生が率直に回答しやすいよう文言の修正などの見直しを行なっている。併せて、集

計結果の各教員へのフィードバックを通じて『授業改善プラン』の作成・提出と次学期以降のプランの確実な実行および次期アンケートでのその状況の評価・検証を行っている。

なお、『授業改善プラン』を報告書として公開することで実施体制の透明性の確保にも努めている。

教員はアンケートにもとづき、授業改善計画を作成するが、前回の改善策が効果的であったかを自己分析して、さらなる改善策を策定している。

「学生との点検・評価会議」及び「3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議」を年1回以上開催し、各学科より学生代表が出席して、意見や要望を述べてもらい、できるだけ要望に沿った形での回答や、検討を行っており、改善策や対応については掲示して、学生に周知している。

広く学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成29（2017）年度に学生意見箱を設置して、その活用を図り、寄せられた意見に対する具体的な対応を掲示して広く学生に公表している。

学生満足度調査は、学生委員会において質問内容等の検討を行い、令和6（2024）年度に実施し、平成7年度に報告書を公表した。

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

年1回以上開催される学長諮問会議では、本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項やその他本学の運営に関する事項について外部評価員が助言を行うことを定めている。大学企画運営会議は助言に基づき、大学運営の改善を行っている。令和6年度の学長諮問会議では、1つの意見として、「卒業生時にDPの達成度を示すディプロマ・サプリメントを配付している現状では、中間での教育資料として役立っていない」という意見があり、この意見を取り入れて、令和7年度からは2年生終了時までのデータで、プレ・ディプロマ・サプリメントを作成して学生に渡し、学生本人の目標設定や教員の指導に役立てるように対応することとした。

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、「3ポリシーの策定・運用に関する基本方針」に基づき、内部質保証（継続的な教育改善）を着実に推進し、3ポリシーに沿ったPDCAサイクルを整備してきた。平成30（2018）年度に策定したアセスメント・ポリシーに基づく評価を実施し、その結果を改善策に反映させることで、P（到達目標の設定 DP）→D（教育課程の編成・実施 CP）→C（到達目標の達成度の検証）→A（入学者受け入れ方針や教育課程の見直し）というPDCAサイクルを確立している。この評価は平成30（2018）年度より継続的に実施されており、毎年、各学科が評価結果を検証し、改善策を検討・実施している。

内部質保証の観点から、学生の学修成果（成績分布）や教員の教育成果（授業評価アンケート）の可視化を進めるとともに、学生が修得した能力や教育課程の適切性を評価し、大学全体の教育の質向上に努めている。具体的には、アセスメント・ポリシー（学修成果に関する

る評価指針）を整備し、学生の入学から卒業までの各段階において、教育課程（学科）および各授業レベルで、学生の学修成果と教員の教育成果を評価・分析している。

3 ポリシーを起点とした内部質保証の一環として、学生の学修成果（成績分布）や教員の教育成果（授業評価アンケート）を可視化し、学生が修得した能力や教育課程の適切性などを評価している。具体的には、学修成果に関する評価指針を示すアセスメント・ポリシーを整備し、学生の入学から卒業までの各段階において、教育課程（学科）および各授業レベルで、学生の学修成果と教員の教育成果を継続的に評価している。

さらに、3 ポリシーを起点とした教育の改善・向上を保証するため、以下のような検証を行っている。

- ① DP に関しては、卒業時点の成績や免許・資格取得状況、国家試験結果、就職状況、ポートフォリオ学修支援システムによる学修成果の達成度評価、卒業論文発表時の口頭試問、卒業時アンケート、実習先による学生評価などのデータを分析し、学科の人材養成の目的が達成されているかを検証している。
- ② CP については、DP に示された教養・専門力・汎用力の各能力が十分に養成されているかを、各学科で毎年検証し、カリキュラムの改善につなげている。
- ③ AP については、入試志願状況や学生の修学状況を分析し、必要に応じて適切な見直しを行える体制を整えている。

これらの評価・検証結果をもとに、教育内容・方法の改善を図り、教育の質の向上に反映させている。

また、教員レベルでは、各学期末に実施される授業評価アンケート（PDCA の D に相当）を使い、教員は担当する科目の学修成果及び教育成果の達成状況について把握できるようにしている（C に相当）。その結果を教員自身が分析し（A に相当）、授業改善案を作成し、そのフィードバックを次年度以降のシラバスに反映させるようにしている（P に相当）。

平成 24（2012）年 4 月からスタートした 5 か年ごとの中期計画では、使命、目標・大学像、行動計画を明確に掲げ、行動計画ごとに担当組織を定め、毎年度「事業計画」を立て、「事業報告」をとりまとめることにより、自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の計画に反映することとしている。また、5 年経過時には中期計画の実施状況の自己点検・評価を行い、次の 5 か年計画に結果を反映させている。このように本学では、中期計画に基づいた本学独自の PDCA サイクルを確立し、教育の質の向上や業務改善を恒常に図り、自律的な大学改革を推進している。

本学では、教育の質保証および説明責任の履行の観点から、毎年度、中期計画に基づく「事業計画」を策定し、その進捗状況を「事業報告」として取りまとめ、自己点検・評価を実施している。これらの結果は、毎年、大学ホームページに公表し、学外の関係者への情報提供を積極的に行ってている。さらに本学は大学機関別認証評価においても、自己点検・評価報告書、認証評価結果に対する改善報告書を大学ホームページ上で公開し、教育の質向上に向けた取組の透明性確保に努めている。

また、各学科の学生代表者との点検・評価会議および授業改善会議を定期的に開催し、学修支援、学習環境、授業改善に関する意見交換の場を設けている。また、学生意見箱を設置

して、その活用を図り、寄せられた意見に対する具体的な対応を掲示して広く学生に公表している。これにより、学生の意見を大学運営に適切に反映し、教育活動および学修支援の充実を図るとともに、学生との意思疎通の強化に努めている。

(1) 基準2の成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、DP、CPは教育目標に基づき、DPとCPとの一貫性も保たれている。またシラバスもDP、CPと関連付けて、到達目標の評価要素を明示し、評価の透明性・公平性を保つ仕組みとしている。授業単位では、毎年授業評価アンケートを実施して、学生からの意見、評価を得て、その改善策とその効果の検証とさらなる改善策の策定を義務づけ、改善策の提出を求めている。学科単位のカリキュラムの改善は、アセスメント検証・分析と改善策と実施、次のサイクルでアセスメント検証・分析を行い、改善策の有効性の検証とさらなる改善策の策定を行い、全学FDで3学科からの発表で全学的議論を行っている。

(2) 基準2の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学長諮問会議での意見については、プレ・ディプロマ・サプリメントの導入に繋がり、学生との点検・評価会議での意見等については、授業での声の大きさ、板書の見やすさ、課題の在り方、施設・設備の整備等、授業や教育環境の改善に繋げてている。

(3) 基準2の課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和4（2022）年提出の改善報告書について

○食物栄養科学部発酵食品学科は、学科の収容定員充足率が0.7倍を下回っていることについて改善を要する。

前々回の平成24（2012）年度認証評価において、発酵食品学科の収容定員充足率が0.7未満であるとの指摘を受け、平成28（2016）年度に入学定員を60人から50人に減員し、収容定員充足率の基準を満たすために様々な取組を実施しながら学生募集に注力してきた。しかし、前回の令和元（2019）年度認証評価受審時点でも収容定員充足率は0.6倍（60%）にとどまり、基準を上回ることはできなかった。

その後、収容定員充足率は令和元（2019）年度の60%から令和2（2020）年度61%、令和3（2021）年度65%と徐々に上昇し、改善報告書を提出した令和4（2022）年度には74%に達した。さらに令和5（2023）年度には76%と、70%以上の水準を維持することができた。

しかし、令和6（2024）年度は、18歳人口の減少（全国で約3万4千人の減少）の影響を受け、志願者数が前年度比約40%減の41人にとどまった。その結果、入学定員充足率は44%、収容定員充足率は68%となり、再び収容定員充足率は70%を下回る結果となり、令和7年7月に令和8年4月からの入学定員を50人から40人に減員することを届け出た。

【表2-1-1 発酵食品学科の定員充足率等の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	50	50	50	50	50	50
収容定員	200	200	200	200	200	200
志願者数	60	56	44	67	68	41
合格者数	60	56	44	67	68	41
入学者数	39	37	23	47	42	22

在籍学生数	120	121	130	147	152	135
入学定員充足率	78%	74%	46%	94%	84%	44%
収容定員充足率	60%	61%	65%	74%	76%	68%

令和元（2019）年度の認証評価で指摘を受け、令和4（2022）年の改善報告書で示した後述の6つの改善策を継続的に実施している。

①情報発信の強化

発酵食品学科の認知度向上を目的に、オープンキャンパスを年3回開催するほか、学部主催セミナーや学科独自のイベント（「発酵の日」の味噌造り体験、地域イベントでの学科紹介等）を実施。これらの取り組みは大学HP、SNS、メディア、高校訪問、進路ガイダンスを通じて積極的に発信し、高校生への周知を強化している。

②高等学校との連携

高大連携の一環として、県内高校を訪問し、出前実験（遺伝子組み換え実験等）を実施。さらに、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校や大分スーパーサイエンスコンソーシアム（OSSコンソ）への協力、高校生物教員研修会の支援、高校の研究発表大会の審査、高校課題研究の指導など、多様な形で連携を進めている。これにより、高校との信頼関係を築き、学科の魅力を伝えている。

③地域連携・社会貢献

地域との連携を深めるため、子ども科学体験推進事業0-Laboの講師派遣や0-Likeサマーバスツアーでの講演・実験指導を行い、科学教育の普及に務めている。また、大分農業文化公園での棚田体験や、地域資源（シチトウイ、黒大豆、梅の実など）を活用したワークショップを実施し、地元の文化・農業への理解を促進。さらに、臼杵食文化創造都市推進協議会のアドバイザーや、地域の祭り（どぶろく祭り等）への参加を通じ、発酵食品学科の知名度向上に努めている。

④共同研究・製品開発の推進

地元自治体・企業・団体と連携し、新技術や新商品の開発に積極的に取り組んでいる。近年では、「別府温泉水あまざけ」（ビームスジャパンと共同開発）、「オーガニック味噌キット」（Only Natural Oneと共同開発）、「あまざけと米粉を用いた新商品」（社会福祉法人別府優ゆうと共同開発）などの商品化を実現した。また、食品の香気成分分析、焼酎粕の有効活用、海底熟成酒の解析、養殖魚の付加価値向上研究など、多様な学際的研究を推進し、発酵食品学科の食品産業界での知名度と評価向上に取り組んでいる。

⑤広報活動の強化

大学広報室と連携し、大学HP、マスメディア、SNSを活用して学科の教育・研究活動を発信している。加えて、温泉水あまざけの販売、オリジナルノベルティの配布、地域イベントでジビエ料理の出店・販売を行い、学科の取り組みを広くアピールしている。また、学科独自のパンフレットを作成し、高校訪問時に配布するとともに、九州高等学校理科教育研究会の大会誌への広告掲載を通じて、学科の特長や魅力発信に取り組んでいる。

⑥在学生の満足度向上と就職率の維持

学生の満足度向上と高い就職率（ほぼ100%）の維持を目指し、カリキュラムを適宜見直している。特に、実習科目の充実を図り、3年次の臨地実習（インターンシップ）では、学生が自ら企業を探索し、実務経験を積む機会を提供している。この取り組みが、三和酒類（株）、フンドーキン醤油（株）、富士甚醤油（株）、旭酒造（株）などの大手企業への就職実績につながっている。さらに、理科教員（正規採用）や公務員（化学職等）としての採用実績もあり、今後も学生満足度を高め、志望者数・入学者数の増加を目指していきたい。

引き続きこれらの取り組みを強化し、学科の発展と知名度の向上を図りたい。

基準3. 学生

3-1. 学生の受け入れ

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

(1) 本学のアドミッション・ポリシー

本学には、大学の教育理念に沿って策定された大学全体の AP と、学科ごとに策定し、CP や DP と連動している AP とがある。大学全体・各学科の AP については、平成 29（2017）年度に大幅に改定を行い、それ以降は毎年入学試験委員会（以下「入試委員会」）で見直しを行っている。

(2) アドミッション・ポリシーの周知

上記の AP は、(1)「大学案内」及び(2)「入学者選抜要項」（冊子と HP 掲載）に掲載し、高校生や志願者等に告知している。

1) 「大学案内」について

別府大学の教育理念や歴史とともに、大学全体の AP を記載している。また各学科の学修内容、学科内での授業風景、教育・研究施設や卒業後の進路なども一緒に説明・紹介をしており、本大学が入学者に求めている内容が、入学後にどのように反映されているのかが分かりやすくなっている。大学案内は入学志願者だけでなく、県内外の高等学校や保護者にも配布している。

2) 「入学者選抜要項」について

別府大学の各学科の AP を記載している。記載内容には、各入学者選抜における評価基準を示す一覧表を添付し、学力三要素や学科ごとに重視する要素をどのような手段で評価しているかを明示している。

また、入学者選抜要項には、入学金や授業料、奨学金や修学支援制度などの情報も記載しており、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携などの各種取り組み、あるいは国内外の学校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者等関係者に「大学案内」とともに説明と配布を行っている。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

(1) アドミッション・ポリシーの入学者選抜制度への反映

本学では、上記 AP に沿った入学者を受け入れるために、学校推薦型選抜、一般選抜（A・B・C・D 日程、共通テスト利用、社会人、帰国子女、編入学、外国人留学生、外国にルーツを持つ生徒）、総合型選抜を実施している。

社会人、帰国子女、編入学、外国人留学生、外国にルーツを持つ生徒選抜を除く全ての選抜において、調査書の内容を点数化して選抜結果に反映させているが、点数化は各学科のAPに基づき行っている。学校推薦型選抜およびD日程においては、各学科のAP内容に準じた小論文または口頭試問の試験を課すほか、面接においても各学科のAPを踏まえた質問を行っている。A・B・C日程および共通テスト利用選抜においては、学科のAPに沿った必修科目・選択必修科目を受験生に課している。総合型選抜においては、自己申告書で各学科のAPへの適性を確かめている。加えて、看護学科以外の学科においては、APに沿った独自課題を課し、その結果と口頭試問によって修学のための資質や修学意欲を確認している。一方、看護学科においては、小論文と面接によって修学のための資質や修学意欲を確認している。

また、外国人留学生選抜については、国内・海外で試験を実施し、日本語能力試験N2相当以上の試験を課すほか、面接試験等によって各学科への適性と修学のための資質を確認している。

（2）入学者選抜の実施体制

入学者選抜の方式・日程などについては、入試委員会が検討した案に基づき、大学企画運営会議及び教授会が協議し、適切な体制で実施している。総合型選抜に関しては、アドミッションオフィス（アドミッションオフィサーを含むAO委員会）が、課題の内容及び評価方法を検討し決定している。また、入試の実務は、入試委員会及びアドミッションオフィスが中心となって、各学部・学科の教員が協力して行っている。

（3）入学者選抜の検証

上記のような体制のもとに、各学科のAPに適った学生を入学させている。また、入学後の学生の修学状況を把握するために、入試種別ごとに、成績、退学・除籍率を比較検討し、それらを入試委員会、企画運営会議、教授会で協議することで、入試方法の妥当性を検証している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）入学定員及び収容定員

本学各学部・学科の過去4年間（R6現在：R3～R6年度入学者）の収容定員と在籍者数及び定員充足率は、エビデンス集（データ編）のとおりとなっている。

学部名	学科名	1年次		2年次		3年次		4年次		計		
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	収容定員充足率%
文学部	国際言語・文化学科	100	69	100	82	100	87	100	112	400	350	87.5
	史学・文化財学科	100	82	100	101	100	96	100	116	400	395	98.8
	人間関係学科	70	80	70	90	70	78	70	89	280	337	120.4
	文学部 計	270	231	270	273	270	261	270	317	1080	1082	100.2
食物栄養 科学部	食物栄養学科	70	54	70	46	77	84	77	65	294	249	84.7
	発酵食品学科	50	22	50	40	50	44	50	29	200	135	67.5
	食物栄養科学部 計	120	76	120	86	127	128	127	94	494	384	77.7
国際経営 学部	国際経営学科	100	107	100	78	100	93	100	137	400	415	103.8
	国際経営学部 計	100	107	100	78	100	93	100	137	400	415	103.8
大学 計		490	414	490	437	497	482	497	548	1974	1881	95.3

18歳人口の減少に伴って、本学も入学者数が年々減少傾向にある。令和3年度入学生（令和6年度4年次）においては、食物栄養学科と発酵食品学科で定員を充足できていないものの、合計としては定員497人に対し548名が入学してきており定員充足率は110%となっている。それが令和4年度入学生（令和6年度3年次）には入学者が482人となり定員数を下回った。その傾向は令和5年度と令和6年度にも引き継がれた。これらを踏まえ、令和7年度入学生より国際言語・文化学科の定員数を100人から80人に、食物栄養学科の定員数を70人から60人に減じ、充足率の適性化を図った。

（2）在籍学生の確保（方法と結果）

本学では、上記のように定員の適正化を図る一方、入学者の減少を食い止めるため、平成21（2009）年度に、法人に「学生募集対策会議」を設置し、大学及び短期大学部の学生募集を一元的に管理し組織的に募集を展開する体制を立ち上げた。この体制は、「学生募集戦略会議」「学生募集統括本部」「学生募集実行委員会」（県内・県外・海外の募集組織を内包する）をもって構成し、特に学生募集統括本部を中心に県内外の高校訪問や各地で開催される進学説明会への参加、大学見学の受け入れ、オープンキャンパス等を積極的に行い、組織的な募集活動を展開している。

更に、令和3年度より別府大学附属高校である明豊高校との高大連携を強化している。明豊高校の別府大学進学クラスに大学に対応するコースを設置し、大学教員や大学生との交流を図るとともに、探究学習や大学教育の導入に位置づけされる科目の学修などを取り入れた。また、探究学習の成果を発表する会を本学キャンパスにおいて行っている。発表会には、本学各学科の教員が出席し、発表に対する講評を行っている。これらの成果として、高校時代に別府大学の理念や学科APを熟知し、別府大学を自ら選んで進学してくる生徒数が増加している。

また広報活動を強化するとともに、看護学部新設に伴いHPのリニューアル、学園広報誌「Be-News」の発刊なども継続して行っている。

以上のような諸改革と学園をあげての募集活動が功を奏し、18歳人口の減少の影響は受けつつも、志願者・入学者の減少傾向を軽減化させ、大学全体としては充足率の著しい落ち込みは回避できていると言える。

【大学院】

博士前期課程・修士課程、博士後期課程においては、4月入学生のために9月と2月の入学試験、9月入学生（外国人留学生）のために7月に入学試験を実施している。

入試方式、入試日程などについては、大学院入試委員会で検討し、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が決定している。入試の実務は、大学院入試委員会が中心となって、文学研究科・食物栄養科学研究科の両研究科教員が協力して行っている。

また、学力の高い学部卒業生（見込み者を含む）を対象とした推薦入試も行っている。

【大学院修士、博士前期・後期課程】

本学各学部・学科の過去5年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数は、エビデンス集（データ編）の【共通基礎データ様式2】のとおりである。基盤となる学部の学生数が減少し、大学院への影響も懸念されることから、専攻長会議等で学生数の確保に関する検討を行っている。当面は定員充足のために大学院進学志願者を増やすことを最重要課題としている。そのために、授業評価アンケート結果を分析して授業改善のためのFD研修会を開催し、大学院の授業および研究環境の充実を図っている。また、社会人の志願者を増やすために、長期履修制度を設けている他、授業時間の調整や遠隔授業を導入して社会人院生が学びやすい教育体制を整備している。さらに、本学学部生のみならず、他大学の学生や大学院に興味を持つ社会人等が本学大学院教育について広く理解できるように大学院紹介パンフレットの作成と大学院入試説明会や大学院主催の講演会・シンポジウムを開催している。加えて「大学院入試要項」は、従来の入試関係の記載に加え、担当教員の専門分野をより理解しやすくするためのページを設けている。

臨床心理学専攻では、公認心理師（学部プラス修士が必須）養成をしている学部と連携し説明会や模擬授業を実施し、進学率の増加を図っている。

以上のとおり、入学定員の適正化と学生募集体制・広報活動の整備・強化によって、大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は上昇傾向にある。

3-2. 学修支援

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

(1) 学修支援の方針

本学の学修支援の方針は「それぞれの学生をよく理解し、互いの信頼のうえに成り立つ温かな人間関係をベースに、一人ひとりを大切にした丁寧な指導を行うこと」「目の前の学生と向き合い、個々の学生の夢や目標に向けて潜在能力を引き出し、伸ばすこと」である。これは平成30（2018）年の「学生指導の共通指針」で明確化し、「大学第1期中期計画」に記載している。また本方針は令和6年（2024）現在も引き継がれており、「大学第3期中期計画 重点目標の（2）」において「学生面談と学生カルテによる面倒見のよい個別指導」を記載している。

(2) 学修支援の計画

1) 学期ごとの履修・学修指導

学期の始めには、教員と職員が協働して各学科・学年別でオリエンテーションを実施する。全体的な事務に関連する説明は職員が行い、授業履修の仕方や学科・コースの特色等は教員が説明する。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、職員が全面的に関わるとともに、履修登録に関する質問などにも教務課の職員及び教員が積極的に対応している。

2) 担任制による学修支援

学科ごとに担任教員（学科により学年担任、クラス担任又はゼミ担任の形態がある）を配置し、学生の学修状況に応じたきめ細かい指導を行っている。修学上問題のある学生については、各学科が相談の機会を設けて学修の支援にあたっている。

3) 初年次教育及び各学年の学修支援

本学では全学科において初年次教育を実施している。「導入演習」「基礎演習」科目を設け、スタディスキル（大学での授業の受け方、施設の利用法、レポートの書き方等）、アカデミックスキル（表現力、対応力、クリティカルシンキング、専門課程に進むための技術や身に着けるべき能力）、スチューデントスキル（薬物や人権など社会生活をする上での知識等）を中心に構成されている。2年次以降は「発展演習」「専門演習」「卒業演習」などの科目を設定し、DPに沿った学修指導を行っている。

また、図書館やメディア教育・研究センター、キャリア支援センターも授業と連携し、履修・学修・教育に関する支援に取り組んでいる。専任教員は本学作成の『学生指導マニュアル』の中の「学生指導ハンドブック－学生がいきいきと就学するために－」を参考に助言や指導を行っている。

4) 「ポートフォリオ学修支援システム」による学生自身の振り返り

本学では、教員と職員が協働して学生一人ひとりが向上できるような支援を一貫して行っている。平成30（2018）年度にポートフォリオ学修支援システムを立ち上げ、学生は本システムに前学期の自分の学修状況をDPに照らし合わせながら振り返ると同時に、次学期の目標を立てている。また、現時点で目指している進路、免許・資格なども記入することにより、自らの学修の目標を明確化している。

5) 個別面談による学生の状況把握

担当教員が、年に2回学生個人面談を実施している。個人面談の結果は、ポートフォリオ内に保管され、問題のある学生については、適宜保護者も交えて相談を行っている。また、全学的な取り組みとしては、毎年6月に本学で保護者対象の別府大学懇談会を実施し、学修や進路に関して保護者等との面談を行っている。7月には九州各県の主要都市に教職員が赴き、地域別に別府大学懇談会を実施している。保護者には、令和6

年度までは9月と3月に成績を送付することで学生の学修状況をお知らせしている。令和7年度からは保護者も個人webにて学生の成績を把握できるように計画している。

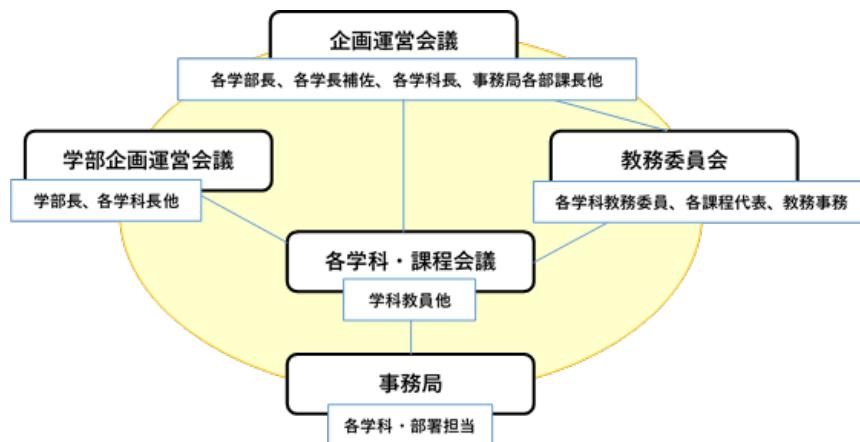
6) 学生支援センター

令和6年度(2024)に学生支援センターを設立した。学生支援センター設立以前は、保健室を中心とした学生相談室(健康相談、カウンセリング)と、人間関係学科の教員と学生で構成するピア・サポート活動(メンタルチェック、履修指導、生活相談等)などで、希望する学生に対し様々なサポートを行ってきた。しかし時代とともに、より手厚いサポート体制が望ましいと考えられたため、学生相談室とピア・サポート活動を連携させた新組織「学生支援センター」にて、心身の健康のみならず、履修支援や学修支援も含めた総合的な支援活動を実施している。

(3) 学修支援の実施体制

学修支援の実施体制は図のように構成されている。大学企画運営会議や教務委員会等で教員と職員協働の全学的な調整を図っている。上記計画については、学科教員と事務局職員を中心に実行し、全体で協議すべき事項は大学企画運営会議、教務委員会で検討しており、事務局は全体的にサポートを行っている。

図 2-2-1 教職協働の実施体制



3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) TA (Teaching Assistant) 等の活用

本学では、大学院生に対してTAを導入し、学部学生の授業や実験、卒論研究の補助や学修支援を行っている。大学院生がいない学科では、研究室やゼミに所属する4年生が、演習、実習などの補助に入ることで、気軽に質問がしやすい環境を作るとともに、教える学生自身の知識・技能を定着させることにつながっている。また学生支援センターのピア・サポート者がレポート・論文作成の援助や文献・資料検索のアドバイスなど、学生の学習

をサポートしており、メディア教育・研究センターでは、令和6年12月から、学生スタッフによる学修支援を行っている。

(2) オフィスアワー制度

本学では、学生支援をさらに充実させるため、学生の質問・相談に応じる時間として、週2回（1コマ90分）のオフィスアワーを設定している。オフィスアワーの時間は原則として教員は研究室に在室しており、学生は予約なしに訪問することができる。

オフィスアワーの対応内容については、「学生生活」および大学のHPに明記し、①前・後期講義開始時の担当授業の中で説明、②教務課の掲示板に一覧を掲示、③各研究室前に対応時間を掲示、④シラバス及び研究者総覧に明示して周知を図っている。

(3) 障がいのある学生への合理的な配慮

本学では障がい者差別解消法に基づき、合理的配慮に関する基本方針の改定を令和3年度に行い、障がいのある学生も平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために大学が最大限配慮することを明確化している。それに伴い（独）日本学生支援機構の「合理的配慮ハンドブック」をもとに、学生一人一人に寄り添った対応と指導を行うこととしている。また合理的配慮の提供についての案内を合格者全員に配布することで入学前に周知できるようにしている。

申し出があった場合は、本人・保護者と学科、学生支援センター、学生課等とが緊密に連絡あるいは面談の機会を設けて、学生・保護者と相談の上で要望等への対応を行っている。

具体的に、聴覚障がいを有する学生に対してはノートテイカーを手配する支援、てんかんを有する学生に対しては学生の要望に応じた別室授業、発達障害を抱えた学生に対しては個別時間による学習支援、自閉症スペクトラム障がいを有する学生に対しては学修環境の配慮等をこれまで行ってきている。

(4) 退学・休学・留年者への対応

＜退学、除籍者数の実態＞

令和6年度の退学・除籍者数は、表3-2-1の通りである。

学部	学科	在籍者数	1年	2年	3年	4年	合計	%
文学部	国際言語・文化学科	350	1	4	2	4	11	3.1
	史学・文化財学科	395	2	6	1	5	14	3.5
	人間関係学科	337	1	6	0	3	10	3.0
	計	1082	4	16	3	12	35	3.2
食物栄養科学部	食物栄養学科	249	0	2	0	0	2	0.8
	発酵食品学科	135	0	0	5	2	7	5.2
	計	384	0	2	5	2	9	2.3
国際経営学	国際経営学科	415	2	6	4	3	15	3.6

部	計	415	2	6	4	3	15	3.6
合計		1881	6	24	12	17	59	3.1

＜原因分析＞

令和6年度の退学者は大学47人のうち、進路変更が20人と退学理由の中で一番多く、次に心身不調の11人となっている。

退学相談カルテから退学の理由は複合的な要素があると推察される、心身不調者のはかに、大学に入学したもの、目的が定まっていない学生、勉学に対する動機がはっきりとしていない学生が退学しているのではと分析している。

＜休学・留年者数の実態＞

過去5年間の休学・留年者数の推移は、表3-2-2の通りである。

表3-2-2 留年者数（過去5年間）

学部	学科	R2	R3	R4	R5	R6
文学部	国際言語・文化学科	4	6	3	4	8
	史学・文化財学科	11	13	16	10	12
	人間関係学科	3	3	3	10	9
	計	18	22	22	24	29
食物栄養科学部	食物栄養学科	3	2	0	1	2
	発酵食品学科	1	1	0	2	2
	計	4	3	0	3	4
国際経営学部	国際経営学科	5	3	3	6	8
	計	5	3	3	6	8
合計		27	28	25	33	41

＜原因分析＞

この数年は、大学全体として留年者は増加してきており、成績不振（単位修得不足）で留年するものが多くみられる。成績不振以外の留年の理由としては、経済的理由、身体疾患、心身耗弱などがあげられる。またわずかの単位不足で留年する学生もいる。

＜改善策・対応策＞

本学では「中退率3%以下」を掲げている。それを遂行するにあたり、各学科においてきめ細かに学生の相談に乗り、修学支援をすることに努めている。心身の問題を抱える学生については、学生支援センターで専門の相談員と面談し、学科教員と連携でサポートする体制を整えている。学生生活での小さな躊躇が退学につながる事から、立ち直れるよう支援を行っている。具体的に各学科では表3-2-3のような取り組みを行っている。

表3-2-3 留年・休学・中退を防止するための対応

学科	学科の取組
国際言語・文化学科	基本的に、大学から配布されたマニュアルに従って対応する。学

	生課や留学生課と連携しながら、担任を中心に、コース長、学科長も関わって対応を行っている。また、問題のある学生への対応を、複数の教員で行うようにすることを徹底している。
史学・文化財学科	授業に3回欠席した学生を学生委員に知らせ、学生委員はこのような出席不良学生のリストを作成し、随時全教員に連絡することで、教員全体が学生の出席状況を把握するよう図っている。その上で、担任は当該学生を呼び出して面談し、状況が悪化しない様配慮している。また、留年した学生は色々と問題を抱えている場合が多いので、留年生対象の担任を設け、毎週面談をして少しでも円滑に卒業できるよう努めている。
人間関係学科	学生の抱える課題や日常の様子について月2回の学科会議やメールなどで情報交換を行い、早期対応ならびに継続的対応を実施している。なかでも、緊急対応が求められる案件については、学科長、ゼミ担当教員、コース教員など関係教員との連携のなかで早期解決に向けて取り組んでいる。
食物栄養学科	月に2回開催している学科会議において担任及び授業担当者から学生の現状についての報告があり、全教員で学生の情報を共有することにより欠席が多い学生や精神的に疲弊している学生を早期に見つけ担任により面談するなどの対応をとっている。場合によっては学生相談室の利用や専門医の受診を促している。また、学期ごとに担任による個人面談を実施し、特に成績不振者には細やかな指導を行い、学習意欲をなくして留年につながらないように配慮している。さらに成績に問題がある学生については各学期に成績通知書とともに注意を喚起する文書を保護者に送付して、家庭においても指導していただくようお願いしている。場合によっては直接保護者に電話で状況を説明して保護者の支援も仰いでいる。
発酵食品学科	月2回開催される学科会議において学生の履修状況の情報共有を行い、欠席の多い学生には、本人や保護者に連絡を取り、退学や休学に至らないよう指導している。
国際経営学科	中途退学者、休学については、学生からそのような相談が担任にあれば随時、学科会議で報告してもらって協議し、その情報を共有するようにしている。退学を考えている学生については、休学をすすめて考え直すべく期間を持たせるようにしている。 留年対策については、学科独自の学生カルテを作成して1年生の時から担任が見守り、留年の恐れが出てきた学生については早期に指導するようにしている。留年につながりそうな成績の学生については、担当教員が保護者に電話連絡や面談を行ったりしている。

3-3. キャリア支援

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学は、教育課程の内外を通して、社会人や職業人として自立できる能力を学生に身につけさせなければならない。そのためには、「指導のベクトルを「全学生の人間的成長社会的自立（就職・進学等の進路決定）」に合わせ、「その共通ベクトルに沿って、最善の教育を施し、全学生を人間的に成長させ、社会的自立へと導き、その成果をもって大学の評価を高める」と「大学第3期中期計画」でも方針として定めている。そういった観点から、本学では、教育課程内及び教育課程外において様々なキャリア支援・就職支援策を展開している。

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

(1) キャリア教育の方針

本学では、学生一人ひとりが自らの生き方を主体的に構想し、社会の中で自立して生き抜く力を育むことをキャリア教育の基本方針としている。1年次には必修科目として「キャリア教育Ⅰ」を設け、大学生活の意義や職業観を育み、自律的なキャリアデザインの基礎を培う。2年次以降は、インターンシップ基礎や実践的なキャリア支援科目を通じて、社会との接点や職業理解を深めていく。1年次・2年次といった早い時期から進路についての意識を芽生えさせることができ、大学での学び・大学生活をより有意義なものにするという考え方のもと、段階的かつ体系的なキャリア教育を全学的に展開している。

(2) キャリア教育科目の編成と実施

教育課程の中では、必修科目として1年次に「キャリア教育Ⅰ」、2年次には「インターンシップ基礎」を開講している。また、選択科目としては、2・3年次に「キャリア教育Ⅱ」、3年次には「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」のキャリア支援科目を開講している。入学時から本格的な進路決定に入る3年次まで、体系的なキャリア教育を展開している。

1年次の「キャリア教育Ⅰ」では、大学生活を有意義に送るための心構えをはじめ、大学での学びと将来の職業との関連を伝える中で、働くことの意義を考察させ、自分らしく生きるためのキャリアをデザインさせている。そして、自らが課題を設定し、その解決を図りつつ、将来の進路について考えるための講義や演習を展開している。また、県内外の企業で活躍している経済人や公務員、更に企業の人事担当者などを外部講師として招き、勤労観や職業観の育成に役立てている。

2年次の「インターンシップ基礎」では、1年次の「キャリア教育Ⅰ」での学修を踏まえて、将来の職業選択を念頭に置きつつ、更に深く自己の在り方生き方を考察することとしている。グループ学習によって「学ぶこと・働くこと・生きること」の関連を深めたり、自己

理解や自己分析によって職業とのマッチングを図ったり、外部講師の講演などを通じて、インターンシップへの理解を深め、参加する意欲を高めることに役立てている。

3年次の「インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」では、それまでの学修をもとに、実際の事業所に出向いて就業体験をすることによって、就職に向けた意識の啓発や職業人としての意識の醸成を目指して実施している。講義の中では、インターンシップの意義や目的、実施に必要な事務手続きやビジネスマナーを学び、夏期休業中に5~15日の期間で企業等における実習や就業体験を行っている。

2・3年次の「キャリア教育Ⅱ」では、実際に就職活動を行うに当たり、必要な知識や技能を身につけるための講義や演習によって、自己PRの方法やエントリーシート及び履歴書の作成方法、面接試験の受け方など、就職に関する全般的な指導について、より実践的に学ぶこととしている。また、外部講師を招へいして、ワーカルルールについての理解を深めるなど、卒業後を見通した内容の充実を図っている。

このほか、文学部人間関係学科では、社会福祉士の資格を取るため「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」において2・3年生を対象に240時間の実習を実施している。内訳は、ソーシャルワーク実習Ⅰ(2年生):60時間(8日間)、ソーシャルワーク実習Ⅱ(3年生):180時間(23日間)である。また、精神保健福祉士の資格についても、「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」において3年生を対象に210時間(27日間)の実習を実施している。

食物栄養科学部食物栄養学科では、臨地実習科目として「公衆栄養学実習」「給食経営管理実習」「臨床栄養学実習」を置き、3年生対象に10月~12月又は2月~3月の4週間、保健所等(1週間)や病院・福祉施設等(3週間)において栄養士・管理栄養士としての実務体験を行っている。

食物栄養科学部発酵食品学科においても「臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を置き、3年生対象に醸造会社や食品製造会社において実習を行っている。

また、大学院進学希望者については、各学科の卒論指導教員を中心に相談に応じている。

3-3-②キャリア支援体制の整備

(1) キャリア支援体制の整備

キャリア支援の全学的な体制としては、学長補佐(就職担当)を委員長とする就職委員会を組織している。委員会は各学科から選出された教員及び学生事務部、キャリア支援課職員で構成され、毎月定例会議を開催し、学生の就職・進学指導等に関する事項について協議している。さらに、教員・学芸員・司書・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士等の免許・資格を活かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対する指導・助言は、それぞれ学生が所属する学科等の教員が中心となって行っている。

また、キャリア支援を行う組織としてキャリア支援センターを設置している。これは、平成14(2002)年度に開設した進路情報センターを平成23(2011)年度に改称・充実したもので、センター長1人、事務職員4人、キャリア教育担当の教員1人を配置し、学生からの日常の就職相談、採用情報の提供、キャリア支援に関する各種事業などを行っている。また、年間を通して学生の就職相談や履歴書の添削、面接指導などを行っている。

更に、教職員一人ひとりの就職支援に関する意識を高めるため各種の会議、研修会等において、本学の取り組みや現在の就職情報などを報告し共通理解を図っている。

(2) キャリア支援の実施

キャリア支援センターでは、教育課程外のキャリア支援の取り組みとして、企業・団体のパンフレット、求人などの就職や進学に関する情報を収集・提供している。学生への個別情報提供としては、「キャリア支援ニュース」（毎月2回）を発行するとともに、3年次には「就活ハンドブック」を配布している。また、キャリア支援センターでは、センター職員による、学生の相談対応や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接などの具体的な支援を行っている。

このような日常の活動のほか、センターでは次のような支援事業を企画し実施している。

1) 各種就職支援対策講座の開講

学生の学力および社会人基礎力の向上を目的に、教育課程外の各種の就職支援対策講座を実施している。令和6（2024）年度は、「SCOAで目指す公務員&民間企業対策講座」（9月～12月の授業終了後に全36コマ）を開催した。その他にも就職試験対策講座、グループディスカッション対策講座、マナー講座、時事問題対策講座、小論文対策講座、SPI対策講座、履歴書・ES対策講座、自己分析講座、業界・企業研究講座、面接試験対策講座、マイアップ講座、着こなし講座などについては年間を通して実施している。なお、センターの講座以外にも、教職志望の学生に対する「教員採用試験対策講座」などが行われている。

2) 就職オリエンテーションの実施

学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に向けて取り組むべきことを理解させるため、就職オリエンテーションを実施している。令和6（2024）年度は、3年次に4回実施した。4月の第1回目は、本学の就活システムの利用方法と進路希望登録の方法を中心に実施した。5月の第2回目は、大手就活サイトの活用方法、卒業生の体験発表を行った。10月の第3回目では、就活ハンドブックの利用方法、4年生の就職活動体験発表を行った。2月の第4回目では、これから本番に向けて、就職活動がスムーズに展開できるよう、直前の注意事項とキャリア支援センターの利用方法の説明を行った。

3) 就活準備フェアの開催、および学外合同企業説明会等への参加

学生と企業との面談の機会を増やし、企業・業界研究、自己表現や面接等の訓練に資することを目的に学内において就活準備フェアを開催している。実際の企業担当者と面談することで、会社内容や業界の現状などを知ることができ、これから取り組むべき具体的な計画・手段等が確認できる。就活準備フェアは平成12（2000）年度から開始し、令和6（2024）年度は県内の優良企業を中心に70社に限定し開催した。学外では、福岡地区での大規模な合同企業説明会に2回、県内でのインターンシップフェアに2回と、それぞれ、バスをチャーターして参加した。参加学生は、各ブースを訪問することで就職活動の状況を知り、「本番

同様の緊張が体験できた」「他大学生と一緒に行動して、客観的に自分を知ることができた」など、大変参考になったとの評価を得ている。

4) 就職相談会の開催

令和6年（2024）年5月にハローワーク別府と協定を締結し、就職活動に困難な問題を抱える学生を対象に、5月～翌年1月にかけて毎月、就職未決定者に対する就職相談会を実施している。ハローワーク別府の職員を招き、個人面談や求人情報の提供などをしてもらっている。

5) 留学生の就職支援

留学生の就職支援として、留学生を対象とした学内「就職のための留学生セミナー」を年2回実施し、日本での就職活動の仕方等を身に付ける説明会を行っている。また、学外で開催の「外国人留学生就職フェア in Kyushu」に参加希望の留学生を募り、バスをチャーターして参加している。

6) 保護者への就職に関する情報提供

本学会場および地方会場5か所（福岡、熊本、鹿児島、宮崎、長崎）で保護者懇談会を実施している。在学生の保護者を招待し、大学生活や大学の現状等を説明するための会であり、毎年三百数十名の保護者が参加する。保護者懇談会において、本学の学生の就職状況や就職活動のトレンドの説明、卒業生の就職活動体験談（各会場3名）を実施している。これにより、保護者が大学のキャリア支援体制や就職活動の実態を理解し、家庭における適切な進路支援や精神的サポートを行うための重要な機会となっている。保護者との連携強化は、学生が安心してキャリア形成に取り組むうえでも大きな意義がある。

3-4. 学生サービス

3-4-①学生生活の安定のための支援

（1）3-4 の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、組織・体制を整備して、多様な学生に対して手厚くきめの細かい学生サービスを行っている。

（1）学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生の厚生補導に関する事項について企画、協議し、その執行にあたっている。学生委員会は、学長補佐（学生担当）が委員長となり、各学科から選出された教員、及び学生事務部長、学生課長で構成され、定期的（毎月1回）に開催しており、学生の福利厚生と学生生活の充実を目的として、

学生の指導及び支援に関する様々な施策について協議、または企画の原案を作成し、重要案件については各学部教授会に諮って業務を遂行している。緊急の事案が発生した場合は臨時の学生委員会を招集し協議をすることもある。

日常的に学生サービス・厚生補導を遂行する学内の組織としては、学生事務部（学生課、留学生課、キャリア支援課）、保健室（健康相談室）、学生支援センター（学生相談室）があり、それぞれに専任の職員を配置している。

令和6年度には、学生満足度調査を実施した。集計結果の分析・公表等は令和7年度中に行う予定だが、そのほかにも常設している意見箱や学生との点検・評価会議等を実施することによって、学生の意見の汲み上げに努めている。

外国人留学生の学修及び生活支援に関する事項については、学長補佐（学生担当）を委員長とした留学生委員会を設置して定期的（毎月1回）に委員会を開催し、各学科選出の委員を通して学科と連携して留学生に関する情報共有や施策についての協議などを行っている。

（2）心身に関する健康相談

保健室（健康相談室）には専任の職員が2名（養護教諭1名、保健師・看護師1名）常駐し、傷病および体調不良への応急処置、健康相談、保健指導を適宜おこなっている。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行に対し、感染者および濃厚接触者の特定と保健指導、職域接種の実施を大学事務局と連携し対応した。パンデミック収束後の現在も引き続き感染症予防については、学生の感染状況を早期に把握し、出校停止措置や予防対策を各学部・学科と連携しながら講じている。

毎年4月から6月の間に、全学生に対して定期健康診断を実施し、疾病の早期発見・早期治療に繋がるよう取り組んでいる。定期健康診断の結果、異常所見のあった学生については個別に保健指導を行い医療機関の受診勧奨を行っている。新入生には健康アンケートや予防接種歴を提出させ、健康管理を行っている。

入学時に提出された予防接種歴で麻しん・風しんなどの抗体について確認を行うとともに、特に教育実習や保育、病院、福祉施設等の学外実習に出る学生については、厚生労働省の「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年）および「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年）に基づき、学内で抗体検査を実施し、必要に応じて追加の予防接種の推奨などの指導をしている。

健康教育の一環として、全学生を対象に年一度、飲酒・薬物等についての講話を継続して実施している。禁煙については希望者に対する禁煙教室の実施や、ニコチンパッチの配布などを実施して健康教育に取り組んでいる。また所轄の保健所と協力し、禁煙キャンペーンなどの啓発活動にも取り組んでいる。

（3）心身に関する心的支援

本学では「学生相談室」に非常勤カウンセラーを配置して、心身に不安や悩みを抱える学生の相談・支援を行ってきた。そのほかに令和元年度から始まった教員による「学生支援プロジェクト」でメンタルヘルスチェックのアンケートと「呼び出し面接」の実施、令和3

年度より始まったピア・サポート活動など、学生の心理面での多様な支援を行ってきたが、令和6年度にそれらの活動を「学生支援センター」として整理・再編した。「学生支援センター」に「学生相談室」と「ピアサポートルーム」を位置付けて機能することとなった。この再編によって学内で心理的な支援を必要としている学生の情報が、一元化できるようになり、学生生活において困難を抱えている学生を早期に発見することで、問題が複雑化・重篤化する前に対応でき、より積極的に学生生活への適応に向けて支援できる体制となった。

「学生相談室」については、支援を必要とする学生が早期に来談できるよう、「学生生活ハンドブック」や新学期のオリエンテーション、学内掲示等で周知を図っている。

「学生相談室」には、非常勤カウンセラー（臨床心理士や公認心理師有資格者）が8名在籍しているが、「学生支援センター」の新設に伴い、学生支援コーディネーター（臨床心理士・公認心理師有資格者）を1名常勤職員として配置して、新規相談受付、インティック面接、カウンセリング、ケースマネジメント、学科や学内各部署との連携、必要に応じて医療機関など学外機関との連携等、全体をコーディネートする体制を整備した。なお、「学生相談室」の利用状況は、学生相談室の利用状況のとおりとなっている。

また専門職による心理的サポートだけでなくピア・サポート活動により、令和4年度からは履修登録支援、令和6年度からは期末試験対策支援など、学生同士の支援活動も行っている。

（4）生活相談および生活支援

学生生活全般に関する相談窓口として（1）で前述したとおり学生課および、留学生に関しては留学生課が、日常的な相談対応を行っている。

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるように学生寮を設置している。各寮には専任職員を配置し、「学生寮規程」に基づいて生活指導を行っている。また、大学周辺の下宿・アパート等の紹介も行っている。地域の下宿・アパート等の経営者に対しては年に一度、学長、学長補佐（学生担当）が出席して「下宿等経営者懇談会」を開催し、経営者側の意見や要望を聞くとともに、大学側からは学生にとって適切な環境での生活が保障されるよう意見を交換している。さらに、社会経験や就業体験として有益なアルバイトについては、学修に支障をきたさない範囲内で行うよう指導し、大学が適切と認めた職種やアルバイト先については掲示して紹介を行っている。

また、別府警察署協力のもと、毎年、交通安全講話・薬物乱用防止講話を実施している。別府警察署交通課及び生活安全課署員を招聘し行うもので、令和6年度はこれに加えて、特殊詐欺・闇バイトに関する講話も行った。

これらの学生生活に関して行っている支援については、「別府大学懇談会」で保護者に説明している。

外国人留学生については、現在大学及び大学院の正規課程に在籍している87人と、非正規の短期留学生3人を含む合計90人を、中国、韓国、台湾、スリランカ、アメリカ、フランス、ネパールの7か国・地域から受け入れている（令和7年5月1日現在）。他に在留資格が「留学」以外の外国人学生（在留資格「定住」および「家族滞在」が3人在籍してい

る。

留学生の支援・厚生補導に関わる組織としては、前述の留学生委員会と留学生課があり、学科と連携しながら留学生に対する様々なサポートや指導、および適切な在留管理にあたっている。

留学生が母国語で相談しやすいように、中国籍の教員1人、韓国籍の教員1人が担当し、必要に応じて相談対応をしている。

入学時に全体のオリエンテーションとは別に留学生オリエンテーションを実施し、国民健康保険加入などの手続きのほか、日本での生活ルールや交通規則についての説明を行っている。在学生に対しては年に一度、別府警察署の協力でオリエンテーションを実施し、交通規則、違法薬物、軽犯罪、特殊詐欺など日本の法令について周知している。また日本での就職を希望する学生に対してキャリア支援課と協力して説明会を実施し、日本の就職活動の仕方やスケジュール、在留資格などについて説明している。

平成16（2004）年に県内の留学生支援を目的として大分県と県内の大学および経済団体の協働により設立されたNPO法人「大学コンソーシアムおおいた」と連携し、入学時に同コンソーシアムが運営する留学生人材情報バンク「アクティブネットおおいた」に登録を促すことで、県内の国際文化交流イベント、アルバイトの求人、ボランティア活動、フードバンク等の支援情報、県内企業のインターンシップや採用情報など、留学生を対象とした多様な情報を得られるようにサポートをしている。このコンソーシアムの運営委員会には留学生課の職員2名が委員として出席し、大分県国際政策課、県内各大学、県内企業と留学生の支援についての意見交換を行っている。

（5）課外活動支援

体育系サークルには統括組織としてスポーツ振興会があり20の体育系サークルが加盟している。文化系サークルには文化会という統括組織があり15の文化系サークルが加盟している。また、上述のサークルのほか、硬式野球部、女子柔道部、剣道部、なぎなた部、吹奏楽団を強化部に指定している。

スポーツ振興会と文化会は、それぞれ所属するサークルの1・2年生を対象とした次期幹部育成のための宿泊研修として、毎年リーダーズ・トレーニングを実施している。学生が企画・立案・運営を主体的に行い、サークル活動の在り方の検討やリーダーとしての資質向上を目的として行っているが、最近希薄になりつつあるサークル間の横の繋がりの強化にもつながっている。研修中には健康管理やアドバイスのため学生課の職員を一時派遣している。令和6年度は2泊3日の日程で「香々地青少年の家」という県立の宿泊施設において実施した。

課外活動への指導・支援等は学生委員会を中心に行い、窓口は学生課が担当している。主な支援としては、サークル運営・活動のための環境の整備、助成金の支給などがあり、学生課が窓口になって学生委員会と連携して適切に支援を行っている。

サークル以外では、史学・文化財学科の史学研究会学生部会（14研究室）など、担当教員が密接にかかわりながら指導・支援を行っている。

課外活動支援の予算としては、体育文化費という名目で令和6年度は785万円を計上した。そのうちクラブ活動・学園祭の補助金として570万円（印刷製本費100万、学生生徒指導費470万円）、残りは学生使用施設（サークルハウス）の光熱水費や清掃費、修繕費、バス運行費等として215万円を配分して予算計上をした。

（6）経済的支援

本学独自の奨学制度として、入学前に申請する奨学金と在学生に対する奨学金の2種類がある。

入学前に申請する奨学金には、学業優秀学生を対象とした「学業特別奨学金」とスポーツや文化活動などの優秀者を対象とする「スポーツ・文化特待生」制度、および付属校の明豊高校との高大連携事業による進学者に対する「高大連携奨学金」の制度がある。選考された新入学生に対して、入学金および授業料の全額、半額、1/3相当を奨学金として免除している。

また、在学生を対象に成績優秀者を顕彰するため「別府大学・別府大学短期大学部在学生成績優秀者奨学金」がある。毎年、各学科の2年生～4年生の中から、前年度の上位成績優秀者を選考し、卒業時には在学中の通算成績の上位優秀者を各学科から選考して、それぞれ5万円の奨学金を給付している。

日本の高い物価水準により経済的に困難な留学生の支援については、「私費外国人留学生授業料減免」の制度を設け、授業料の20%相当額を減免している。

学生に対する経済的な支援としては、この他に学外団体による各種奨学金がある。日本学生支援機構、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については学生課および留学生課が窓口になり諸手続きを行っている。

特に日本学生支援機構の奨学金については、修学支援制度が始まって以来、内容が多様で複雑になっているため、年度初め、出来るだけ多くの学生が参加できるように、制度ごと、対象者ごとにわけて複数回の手続き説明会を実施し、手厚い指導を行っている。

その他の外部団体の奨学金については、学生課や留学生課の掲示板で随時、情報提供を行っている。また、経済的な事情により納入期限までの学費納入が困難な学生に対しては、学費の納入期限延期や分割納入を申請することができる仕組みを整えている。

3-5. 学修環境の整備

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-②図書館の有効活用

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学のキャンパスには併設の短期大学部もあり、校地、校舎、施設等を共有している。

大学専用として 22,628 m²、短期大学部との共用として 62,459 m²あり、設置基準上必要とされる面 24,740 m²を満たしている。また、校舎面積は、大学専用として 29,376 m²、短期大学部等との共用として 8,496 m²あり、設置基準上必要とされる面積 12,164 m²を満たしている。

また、教育目的を達成するために、エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】に掲載するように講義室、演習室、学生自習室、学部の学生用実験室、実習室及び体育設備等を整備し、教育研究に有効に活用している。

平成 24（2012）年 3 月に定例役員会の下に「学校法人別府大学施設・設備マスター・プラン検討委員会」を設置し、施設整備については耐震対策を優先し、緊急度を考慮した整備計画を策定し、順次、耐震補強等の施設整備工事を実施した結果、令和 5（2023）年 4 月現在、法人全体での耐震化率は 100% となった。

学校法人別府大学は、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、法人の経営戦略との整合性を図りつつ、個性と魅力あふれるキャンパスの形成と各学校等の計画的な学習環境の整備を目指すため、中長期的な視点に立った施設・設備マスター・プランを策定し、これに基づく施設整備を推進することとしている。この施設・設備マスター・プランに基づき、大学関係については、表 2-5-1 のとおり耐震対策に取り組んで来ている。

次に、建物の整備、日常的な維持管理は、法人事務局管理部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築・設備等の専門家による知識を活用し、的確なマネジメントにより統括管理している。特に、学内清掃業務、樹木の維持管理業務、電気・空調設備業務等の維持管理を適切に行うとともに、防火・消防設備、エレベーター設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全確保を図っている。この維持管理を適切に実施するため、基本となる経理規程をはじめとして、「固定資産及び物品管理規程」、「契約事務取扱細則」など財務諸規程を含めた整備を適切に行っている。

【博物館および関連施設】

大学の附属博物館は、33 号館（3 階建て）に設置されており、2 階部分に展示室と収蔵庫があり、学芸員養成課程の博物館実習などには、この場所が活用されるとともに、考古学・文化財分野を中心に公開展示を実施している。1 階には事務室、3 階には文化財研究所が置かれ、事務職員が配置されている。博物館の開館時間は月曜日～金曜日の平日の 9 時～17 時、特別な要請がある場合はそれ以外の時間でも開館している。

この建物は、歴史文化総合研究センターを兼ねており、文化財関係の実習室 1・2・3 が 1 階に置かれ、考古学、民俗学、環境歴史学、保存科学、保存修復学、及び博物館学芸員関係の実習授業がここで実施されている。3 階には、文化財研究所や資料室が置かれ、大学院の考古学・文化財学専攻の院生と連携し、別府大学の文化財関係の共同研究、受託研究の中核施設となっている。

これらの研究や授業を推進するために、1 階の保存科学室や実習室 1 などには、工業用 X

線透過装置、X線回折装置（XRD）、蛍光X線分析装置（XRF／設置型、ポータブル）2台、赤外線カメラ、電子顕微鏡、デジタルマイクロスコープ等、3階の文化財研究所には、地上型レーザースキャナー（中距離型・短距離型）、光学式スキャナー、ハンディ3Dスキャナーの各種3Dスキャナーと3Dプリンター、ハンドヘルド蛍光X線分析計等の最先端分析装置が置かれている。

別府大学には、博物館機能をもつ施設がほかに2か所存在する。

1つ目は、大分香りの博物館である。この建物は、大学本部キャンパスの西側に隣接している。所定の閉館日以外は開館しており、開館時間10時～18時。3階建ての建物で1階は香水コレクションを中心とした「香りプロダクトギャラリー」、2階には「香り文化」の歴史をテーマにした「香りヒストリーギャラリー」、3階には企画展示や香りづくり体験ができる「企画・体験ゾーン」、収蔵庫が置かれている。この施設は、大学の食物栄養科学部発酵食品学科の食品香料コースと連携し、実習施設として活用するとともに、博物館学芸員の実習場所ともなっている。

2つ目は、平成29（2017）年に建てられた新18号館の施設である。この建物2階には、大学の建学の精神を学ぶための大学史展示室および様々な企画展示が可能なギャラリーホールが配置され、年間企画を展示している。3階には、アーカイブズセンターが置かれ、これまで大学が蓄積してきた文書、記録資料が保管され、大学史展示室とともに大学の経営・運営の資料等の保管場所としても機能していくことになっている。また、アーキビスト養成課程の拠点施設であり、実習が行われる演習室なども備えられている。

【大学院関連施設】

31号館、4号館、33号館、35号館には、大学院生が使用できる研究室を設けており、専攻ごとにきめ細かい学修環境の整備が行われている。食物栄養学専攻では、35号館に大学院総合実験室を備え、大学院生の実験に利用されている。実習などを重視する文化財学専攻では、学部との兼用ではあるが、実習室などを備えている。学外実習・研究には、文化財研究所竹田センター等の大学施設を活用している。臨床心理学専攻では、学内実習施設として大学院附属の臨床心理相談室を備えている

【情報サービス施設】

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センター（1,382m²、平成18（2006）年度設置、以下、センター）では、地域社会に資する人材の育成を目的として、情報リテラシー及び数理データサイエンス教育の推進（文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定済み）、全学的な教育研究を推進するために不可欠となるICT環境の整備、管理、運営を行っている。センターの運営は、センター長及び大学・短期大学部から選出された教員で構成する運営委員会によって行っている。

また専任の職員2人、さらに学生に対する手厚い学修支援を目的として、研修を受けた学生スタッフにより、センターの機能を運営している。

令和 7(2025)年現在、センターの 1 階には映像用スタジオと音声スタジオを整備し、2 階は学生の自習や様々な学生の学修支援を行うスペースがある。4 階には 200 人収容（うち 20 席はバリアフリー対応）の講義室に遠隔講義システムを備えている。

柔軟な学修環境を実現する目的で、平成 31(2019)年度から全学において個人所有のパソコンの必携化（BYOD）を行っている。これに伴い教室だけでなく図書館や学生ホールなどの自習スペースにも無線 LAN 環境を整備している。この情報は、合格通知に同封する形で書面にて学生に通知している。また、修理などの理由でノートパソコンを持参できない学生向けに、貸出用ノートパソコン 13 台を準備している。

メディア教育・研究センターでは、ICT 活用などを支援するため、以下のような学修環境整備に努めてきた。

〈e-learning システム〉

平成 25(2013)年度 英語の電子教材「ALC NetAcademy2」を導入

平成 26(2014)年度 「INFOSS 情報倫理（日本語）」 教材の導入開始、毎年度更新。

平成 30(2018)年度 英語の e-learning システムを「NetAcademy Next」に更新。

スマートフォンなどのメディアに対応。

令和 5(2023)年度 英語の e-learning システムを「Reallyenglish」に更新。

令和 5(2023)年度 タイピングの e-learning システム「Type Quick」を導入。

令和 6(2024)年度 タイピング学習を LMS のプラグイン「MooTyper」に更新。

〈Learning Management System〉

平成 26(2014)年度 授業支援 BOX 導入

平成 29(2017)年度 LMS のバージョン更新、学習の電子化を可能にする環境を整備

令和 5(2023)年度 LMS のメジャーバージョンの更新、クラウド化

〈PC 必携化に向けての環境整備〉

平成 26(2014)年度 貸し出し用 PC 導入

平成 27(2015)年度 貸し出し用 PC 運用開始 Office365 無料インストール開始

平成 29(2017)年度 学生向けプリント課金システムを更新、より簡便、低価格に

27 型モニター貸出開始、グループワークの活性化へ対応

POS 型貸出用アプリ開発、貸出実績などの把握

平成 31(2019)年度 全学パソコン必携化

令和 4(2022)年度 クラウドを利用した学生向けプリント課金システムに更新。

令和 4(2022)年度 貸し出し用ノートパソコン 13 台を更新。

〈ICT 環境の整備〉

平成 25(2013)年度 学内全エリアを対象とした無線 LAN「BU-NET2013」を構築

平成 26(2014)年度 無線 LAN「BU-NET2013」本格稼働

平成 28(2016)年度 「接続安定性の確保」「十分なネットワーク帯域の確保」のため
学内ネットワークから SINET5 までの接続ルートを一本化

平成 29(2017)年度 サーバシステム更新 2 期として、ネットワークの主要な部分
(ファイアーウォール)を更新し、より安全かつ利便性の高い

ネットワークを構築

- 令和 2(2020)年度 「Zoom」の導入。
- 令和 2(2020)年度 「Vimeo」の導入。
- 令和 4(2022)年度 コアスイッチの更新。
- 令和 4(2022)年度 学内ネットワーク(「授業 DX のための ICT 基盤整備」)の更新。AP の増強、Wi-Fi6 への対応。
- 令和 4(2022)年度 SINET 接続専用線の速度を 1Gbps から 10Gbps に増速。
- 令和 5(2023)年度 サーバシステムの更新。Single Sign On、二段階認証の導入。
- 令和 5(2023)年度 「学術認証フェデレーション」運用開始。

3-5-②図書館の有効活用

【図書館】

大学における教育研究活動の心臓部ともいえる図書館はキャンパスのほぼ中央にあり、学生にとって利用しやすい環境にある。現在の蔵書等数は 382,940 冊、雑誌 3239 種、AV 資料 3,751 点、電子書籍 424 点となっている。館内にはシラバスに掲載された参考図書を設置した専用コーナーを設け、学生の学修の便宜を図っている。

現在、年間 280 日以上、平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時 (試験期間中は午後 8 時) まで開館しており、座席数 201 席、年間延べ 63,843 人 (2024 年度) が利用している。館内には 10 台の利用者用検索端末を設置しており活発に利用されている。

図書館正面玄関は、専用スロープがなく車いす利用者に対応していないが、入館に際し裏手口から入館し、2 階 3 階は、エレベーターが利用できるように配慮されている。平成 28

(2016) 年発生した熊本・大分地震災害後に施設・設備の安全性を高めるために図書館内部の耐震補強 (書架の固定等) を行い、一層の安全を確保している。

さらに令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度、2 期に渡って図書館内の全面改修を行った。改修にあたり各階に次のようなコンセプトを持たせた。

1 階 「人が集うラウンジ、知の入り口」

2 階 「知を想像する場所、多様な学習スタイルに対応可能な空間」(アクティブ・フロア)

3 階 「知と向き合う場所、自分と向き合うことのできる穏やかな空間」(ラーニング・フロア) この改修により、利用者は自身の学習スタイルに合わせて館内を利用することができるようになった。

図書館の利用促進活動については、平成 23 (2011) 年度から現在まで、毎年、図書館員が新入生に対し各学部の「導入演習」において、図書館の概要、図書の利用方法、情報検索の方法などの指導を実施している。また、図書館広報誌「ARGONAUTES (アルゴノート)」を発行し、図書館利用の促進を図っている。

また例年、学生選書ツアーを店舗訪問・オンライン選書の 2 パターンで実施しているが、卒業論文に使用する資料が少ないとの 4 年生からの声を受け、令和 5 (2023) 年度より 11 月に開催していた選書ツアーを、卒業論文の資料としての利用に間に合う 6 月～8 月に変更した。さらに、個人参加者のみならず、ゼミ単位での参加も呼びかけ、参加者の卒論のテー

マに即した資料をゼミ担当教員の指導のもと選書するというアクティブラーニングの機会も提供している。

学外機関との連携においては、相互貸借や文献複写なども行う一方、地域の一般利用者に対しては、資料の館内閲覧や貸出、館内での複写サービスなどの便宜を図っている。大分県立図書館や県内各大学図書館との横断検索システムにより、相互に協力している。

電子化された媒体による資料の利用については、時代のニーズに対応するため、インターネットの利用やデータベースなどの資料も漸次導入しているところである。国文学・歴史学分野の学習・研究者のために、古記録・古文書資料及びレファレンスの電子資料の充足

(Japan Knowledge JKBooks) はもとより、日経BPデータベースなど、研究や就活に対応できる資料も利用可能となっている。引き続き、大学が専門とする分野のデータベース等の電子資料の充足にも力を入れていきたい。

館内に LAN (有線・無線) やインターネット接続専用スペースを設置しており、学生が個人のパソコンを利用できるようにしている。図書館 HP 上の利用者サービスより ID、パスワードを入力することにより、個人向けの情報、サービスも受けられる。

「地域に開かれた図書館」を目指し、令和 7 (2025) 年度 5 月、9 月に「附属図書館読書会」を予定している。5 月は外部講師を招いて詩人のまどみちおの 8 作品、9 月は夏目漱石の『こころ』を取り上げ、図書館サークル FOBUL の学生たちがファシリテーターを務めた。

学内関係者だけでなく、地域住民や丸善雄松堂との連携により、北九州の大学生ともオンラインでつながり、読書を通じて交流を深める催しです。

機関リポジトリに関しては、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業に参加し、学内発行の紀要等の論文を公開する「BUILD」、及び地域の学会等の機関誌に掲載された論文や歴史文献を公開する「BUNGO」を整備し、学術情報を公開しているが、使用している機関リポジトリシステム XooNIPs の開発が停止しており、長期的に使用し続けることが困難となったため、令和 7 (2025) 年度、安定的な学術情報の公開と保存の環境を整えるため、国立情報学研究所 (NII) が運営する JAIROCloud への参加を予定している。

【大学院図書室等】

本部キャンパスの大学図書館の他に、図書館の別置図書室として 31 号館に院生用図書室 (歴史学、日本語・日本文学関係)、4 号館に院生用図書室 (臨床心理学関係)、33 号館に院生を中心とする文化財学関係の図書室等を設けている。

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

令和 6 年度中期計画では、すべての学生が学習、研究、創作に励み、そこにいるだけで憩いや楽しさを感じるキャンパス、安全で美しく環境に配慮したキャンパス、多様な学生のあり方に配慮したキャンパスを目指し、法人と一体となって施設・設備の整備に取り組む、としている。

現在、大学は広く開かれたキャンパスを目指し、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を行っている。

学内のバリアフリー状況や車いす対応等の施設の整備について、学生の意見を踏まえながら、点検を行い、バリアフリーマップを作成して、キャンパス内の段差や建物の連絡通路、多目的トイレや車椅子専用駐車場を明示している。

また、グランドと建物の間にあった段差についても、スロープを作つて、車椅子の通行を可能としたり、建物と建物を間の開閉式の扉を自動ドアにするなど快適な学習環境の整備に努めている。

第2期中期計画で目標に掲げていた、自学・自習を支援する体制については、授業時間の教室の空き状況を学生がポータルサイトで確認できるように整備しており、学生の自習スペースとして利用している。

施設の安全確保については、平成21（2009）年に防災・防火に関する必要事項を定めた「学校法人別府大学（別府キャンパス）防災・防火対策規程」を制定（平成27（2015）年4月改正）し、防災及び災害時の危機管理体制を整備している。

平成28（2016）年4月の熊本・大分地震を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練等を毎年実施するとともに、地震及び火災時等の危機管理体制の見直しを図り、「防災ハンドブック」を作成して学生及び教職員に配布し、活用に供している。

大学の体育館の一つが別府市の指定避難所になっており、大規模地震等の災害発生時の対応について、別府市と連携を取っている。

また、電気工作物の維持・管理・運用については、電気事業法に基づき「学校法人別府大学保安規程」を定め、保守点検業務を実施している。

その他、安心・安全な施設環境を維持するため、エレベーターや消防設備の保守点検など法令に基づき行う業務の他、学内の清掃業務や自動ドアの保守、警備業務などについて、毎年度、契約を結び、保守管理の業務等を遂行している。

（1）基準3の成果が出ている取組み、特色ある取組

別府公共職業安定所（ハローワーク別府）と「大学等卒業予定者に対する就職支援に関する連携協定」を締結した。公共職業安定所が大学等と連携協定を締結するのは大分県内で初の取り組みである。年間9回、ハローワーク別府の職員を招き、個人面談や求人情報の提供などをしてもらっている。この取り組みにより、就職困難学生や留学生の就職支援体制が強化され、実就職率の向上に繋がっている。

（2）基準3の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

1) 心身に関する心的支援

「学生支援センター」の新設により学生支援の機能は整理・強化されたが、支援を必要とする学生は増加傾向にある。特に精神的に不安定な状態にある学生に対しては、十分な相談頻度や早期対応の必要があるが、学生相談室の繁忙期は相談枠の空きがなく相談予約まで数週間かかることがある、相談体制の適正化が課題となっている。

メンタルヘルス上の問題で医療的なサポートが必要な学生も少なくないが、特に精神科・心療内科の受診には様々な点でハードル（本人や保護者の偏見、経済事情、留学生の場合は

言葉の壁、等)が高いというのが実情である。また、医療機関の予約に時間要することが多く、緊急時の対応についても課題がある。

また大学生活になじめず孤立感を感じて休退学に至ってしまう学生、発達障害や精神障害などで日常的な支えが必要な学生、カウンセリングが必要であるのに勧められても相談室を利用しない学生など、カウンセリングの体制だけではサポートしきれない学生が一定数いるため、カウンセリング以外のサポートの場も同時に模索していく必要がある。

2) キャリア支援

学生の多様なニーズに対応するためには、個人面談による就職相談（進路相談・履歴書の添削、面接指導などについて、センター職員が1対1で相談を受ける。予約制）が重要である。しかし、相談のピークが一定の期間に集中する、対応できる職員の数が限られるなど、十分に対応できていない。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

1) 学生相談

令和6年度の非常勤カウンセラーの相談体制は週4日（月～木）だったが、令和7年度より週5日（月～金）配置する予定である。今後も、必要とする学生が相談を受けやすい環境を整えていく。

緊急時の対応については、今後、地域の病院との提携・協力体制の強化の検討を進める予定である。

カウンセリング以外のサポートの場として、学生の孤立予防・大学生活からのドロップアウト予防などを目的とし、学生が気軽に立ち寄れるような「居場所プロジェクト」を、令和7年度より段階的に始動する予定である。また、学生を対象にしたメンタルヘルス教育等による予防的な対策も検討する。

2) キャリア支援

従来の個人面談による就職相談の時間を短縮し（60分→45分）、効率よく面談をすることで、対応可能な相談枠を増やした。相談時間を45分にしたことで、授業時間との親和性が高まり、学生は利用しやすくなった。また、常時オンライン予約できるようにしたことで、予約がしやすくなった。

一方、一部の学生が頻繁に相談しに来ており、そのために相談枠が埋まってしまうケースも見受けられる。より多くの学生が個人面談による就職相談を受けられるよう、学生あたりの相談回数の上限を設けるなど、改善策を検討している。

基準4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定

基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学全体及び 3 学部 6 学科ならびに 2 研究科 4 専攻において、使命・目的及び教育目標を反映させた DP を定め、大学 HP に掲載して学内外に公開するとともに、「学生生活」、「大学院学生便覧」に掲載し学生に周知している。「学生生活」及び「大学院学生便覧」は、毎年、新入生及び全教職員に配付している。

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを策定と周知

本学では、各学科の DP に基づいて単位認定及び卒業認定を行う仕組みを整備している。シラバス上に、各授業の到達目標が DP に掲げた教養、専門力及び汎用力のいずれに該当するのかを明示して、到達目標を達成することによって学生に修得してもらいたい能力を明示している。各到達目標の達成度の評価については、評価方法とその割合をシラバスに提示している。各科目の単位認定は DP を踏まえたものとなっており、単位認定に基づく卒業認定も DP を踏まえたものとなっている。なお、本学には進級制度は設けられていない。

食物栄養科学部の単位認定及び卒業認定については、別府大学学則第 3 節「教育課程及び履修方法等」、第 5 節「卒業の要件と学士の学位」で定め、さらに「食物栄養科学部学科履修規程」を制定し、学生便覧である「学生生活」（学則等諸規則）に掲載して学生及び教職員に周知している。

(2) 単位認定基準、進級基準などの厳正な適用

・編入学者の単位認定

大学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学・短期大学等の成績評価表に基づき、本学の教育課程、教育内容との整合性を教務委員会で審査したうえで、62 単位を上限として認定している。また、外国の大学等出身者についても同様に、本学の教育課程との整合性を審査したうえで、62 単位を上限として認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

・他の大学又は短期大学における授業科目の履修に係る単位認定

「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程」に基づいて実施している。この規程による単位認定は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学又は短期大学との協議が成立している場合に、本人の申請に基づいて教務委員会が審査を行い、教授会の議を経て、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定している。ただし、食物栄養科学部食物栄養学科においては、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

・大学以外の教育施設等における学修の単位認定

「大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程」を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。この場合、教養科目、専門科目若しくはその他の科目とし、他の大学又は短期大学の授業科目の履修に係る認定単位数と合わせて、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位認定を行うこととしている。ただし、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

・入学前の既修得単位の認定

「入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。単位の認定は、教養科目又は専門科目とし、30 単位を超えない範囲内（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を除く）で行っている。ただし、既修得単位の認定は、教養科目にあっては、本学で開設されている授業科目に相当すると認められる場合、その他の科目にあっては同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目及び単位数で認定している。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しないこととしている。また、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第 9 条第 1 号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定することとしている。食品衛生管理者・食品衛生監視員用資格に係る授業科目及び単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けている養成施設において履修した授業科目及び単位のみ認定することとしている。なお、単位の認定に伴い、修業年限の短縮は行っていない。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

・科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」を定め、選考のうえ、教授会の議を経て学長が入学を許可している。入学資格は、学則に定める大学の入学資格を有する者のほか、教育交流に関する協定書を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者も受け入れることができることとしている。単位認定試験において合格した授業科目の単位は、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行している。なお、高等学校との教育交流に関する協定書を締結している高等学校は、明豊高等学校、福德高等学校、佐伯豊南高等学校、由布高等学校、三重総合高等学校及び安心院高等学校の6校である。

・履修証明書が交付できる特別の課程

学校教育法第105条に規定する履修証明書を交付できる特別の課程は編成していない。

・GPA制度

本学では、学生の学習指導等に資するため、平成23(2011)年度からGPA制度を導入した。当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値[(成績点-55)/10]をGP(成績評価係数=Grade Point)として、GPAを算出する。この算出方法は、成績点の1点ごとにGPが計算できるので、例えば90点の評価を受けた者と99点の評価を受けた者のGPが厳密に計算され、公平性が保たれている。成績標語、成績点に対応するGPは、表4-1-1のとおりとしている。GPAは、学期及び通算の2種類を算出しており、各学期はじめに成績通知書によって学生に通知している。なお、各学期の履修変更期間とは別に履修の取り消し期間を設定することで、実際に受講しなかった授業科目の評価がGPAの計算に組み込まれないようにしておらず、それによりGPAの算出に厳密性をもたせている。

さらに、学習面、生活面で問題を早期に発見するため、学期ごと算出する学期GPAにより表4-1-2の目安を参考にして、その値が1.0以下の学生に対して担任教員が修学指導を行うなど学生指導に資することにしている。学期GPA又は通算GPAが3.5以上の学生については、履修登録の上限を26単位までとし、一方、0.5未満の者については、退学勧告を含め、より踏み込んだ修学指導を実施している。また、GPAは本学独自の学業優秀者奨学金の選考に際しても活用されている。

表4-1-1 成績評語、成績点に対応するGP

成績標語	成績点	GP
AA	90~100	3.5~4.5
A	80~89	2.5~3.4
B	70~79	1.5~2.4
C	60~69	0.5~1.4
F	0~59	0.0~0.4
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

表 4-1-2 GPA に対する学習指導等の目安

GPA	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A 評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B 評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において標準的な成績を修めている。問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C 評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要。
0.50～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験等において最低限度の成績を修めている。学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5 未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容の理解が乏しく、多くの試験等において最低限度の成績を修めていない。学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な修学指導や生活面での指導が必要になる。

(3) ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などの周知

本学では、単位及び卒業認定基準を定め、基準に基づいて公正に認定を行っている。

・単位認定基準

単位認定試験（以下「試験」という）を学期末に期間を定めて実施している。成績評価は、シラバス記載の評価方法に従い、定期試験に加えて普段の授業内・外で実施される小テスト、課題・レポート、授業に取り組む姿勢など多様な観点から行うため、複数の評価対象を用いて行うこととしており、評価方法とその割合は授業ごとにシラバスに明示している。試験を含めた授業科目の学修成果（DP に基づく到達目標）の達成度（以下、「学修達成度」という）評価による成績を 0 点から 100 点の範囲において表のとおり 5 段階で評価し、「C」評価（60 ～69 点）以上を合格として単位を認定している。成績評価の点数は、学修達成度の判定基準に基づき評価している。単位認定基準は授業シラバスに明記し周知している。成績評価基準は『学生生活〔学則諸規則〕』に明示している。

・修了認定基準

修了認定は学則の規定に則り、必要な単位を修得しているかで判定する。学則の修了認定基準は『学生生活〔学則諸規則〕』に明示している。

(4) 大学卒業認定基準、大学院修了認定基準などの厳正な適用

・卒業要件と卒業認定

学修成果の評価については、「学修達成度の判定基準」（表）を各教員が共有し、これを適用することで、公正・適切に評価されている。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。また GPA

（Grade Point Average=学業評価指数）制度を採用することにより各学生の学修の状態を把握し、学生へも成績通知書において学期毎及び各学年通算を提供し、成績を GPA の面からも

とらえることができるようになっている。学科においても学生の GP による成績分布を確認し、点検を行って、GPA を成績不振者に対する個別学修指導にも活用している。

文学部、食物栄養科学部及び国際経営学部の卒業の要件は、表に示すように科目区分により定められた単位数を修得して合計 124 単位以上を修得することとしている。このことは、別府大学学則第 43 条に「別に定める履修規程により、124 単位以上を修得することとする」と規定し、各学部学科履修規程に明記している。さらに、学科別の詳細な授業科目や修得しなければならない単位数は、履修規程別表（開講科目一覧）に明示されている。

卒業の認定については、各学部で卒業判定教授会を開催し、卒業や免許・資格取得のために必要な要件が満たされているかどうかを確認し、判定を行っている。

・大学院

本学の定める学位授与の方針に基づき、文学研究科博士前期課程及び修士課程並びに食物栄養科学研究科修士課程（以下「修士課程」という）の修了要件は、別府大学大学院学則第 38 条で「当該課程に 2 年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする」と規定している。また、大学院履修規程で修得しなければならない単位は、表 4-1-3 に示すとおり各専攻区分に従い 32 単位以上を修得することを規定している。単位の認定方法は、筆記試験、口頭試験または研究報告によって評価される。その成績評価は、試験等による成績を 0 点から 100 点の範囲において表 4-1-4 のとおり 5 段階で評価し、「C」評価（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。

表 4-1-3 博士前期課程、修士課程の専攻ごとの単位修得方法

＜文学研究科＞

区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程		
選択	日本語・日本文学（演習を除く）	12 単位以上	
	演 習 同一科目	8 単位以上	
他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、修得した単位については 12 単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。			
区分	史学・文化財学専攻博士前期課程		
選択	特殊研究	2 科目	8 単位以上
	演 習	同一科目	8 単位以上
	テーマ研究	4 科目	8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、修得した単位については 12 単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。			
区分	臨床心理学専攻修士課程		
必修	10 科目 20 単位		
選択	A から E の各群から 2 単位以上 計 12 単位以上		
他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、修得した単位については 12 単位まで認める。修得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。			

＜食物栄養科学研究科＞

区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	各研究領域の「特別研究」「特別演習」14 単位、研究基盤領域 2 単位
選択	<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養科学研究領域」 「栄養科学領域」から 12 単位以上 ・「食品科学研究領域」 「食品科学研究領域」から 8 単位以上 「応用生物学研究領域」から 2 単位以上 ・「応用生物学研究領域」 「応用生物学研究領域」から 8 単位以上 「食品科学研究領域」から 2 単位以上
修了要件の総単位数は、32 単位以上とする。	

表 4-1-4 成績の評価

＜大学院文学研究科、食物栄養科学研究科＞

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100 点	AA	合格
80～89 点	A	
70～79 点	B	
60～69 点	C	
59 点以下	F	不合格

また、文学研究科博士後期課程の修了要件は、「本学大学院に 5 年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする」と大学院学則第 38 条第 2 項に規定している。また、大学院履修規程で修得しなければならない単位は、表 4-1-5 に示すとおり各専攻区分に従い 12 単位以上を修得することを規定している。

表 4-1-5 博士後期課程の単位修得方法

区分	日本語・日本文学専攻博士後期課程 史学・文化財学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12 単位以上

・ 学位論文の作成、提出

学位論文の提出資格、審査の方法、学力の確認等は「別府大学学位規程」において、修士論文は「修士課程（博士前期課程）に 1 年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて 20 単位以上を修得しておかなければならない」と規定し、また、博士の学位論文を提出できる者は、「博士後期課程に 1 年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者」としている。さらに、提出する学位論文は「修士論文提出要領」、「博士論文提出要領」に基づいて、作成、提出されることになっている。

・ 学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文は、大学院委員長（学長）及び研究科長によって研究科委員会に審査

を付託し、指導教員を主査とし、別に副査を定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設けて審査する。審査委員会は、学位授与の審査に際し、提出された論文を審査するとともに、専攻分野について論文提出者が精深な学識と研究能力を有することを確認するために口述又は筆記による最終試験を行うものとしている。博士論文は、「博士論文審査取扱規則」及び「大学院博士後期課程の博士論文の審査に関する内規」に基づいて、審査している。

修了の判定にあたっては、修了判定研究科委員会を開催し、上記の審査結果が報告されるとともに、修了や免許・資格取得のために必要な要件が満たされているかどうかを確認し判定を行っている。以上の審査結果が大学院各研究科委員会に報告され、これを審議し、修了判定を行う。なお、審査が終了し、合格と認定された論文は、修士論文はそのタイトル・概要、博士論文はその全文を大学の HP (附属図書館資料検索ページ) を通じて公開している。

・科目等履修生

科目等履修生の受け入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院科目等履修生規程」を定め、大学院入学資格のある志願者を当該研究科において選考し、学長が入学を許可している。履修を認められた授業科目については、単位認定試験を課し、合格した者には研究科委員会の議を経て所定の単位を認定し、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付している。

・長期履修生

長期履修生の受け入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院長期履修生規程」を定め、本学大学院博士前期課程又は修士課程の1年次に入学を志願する者又は本学大学院に在籍している者で、資格を有し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた者は学長が履修期間の変更を許可している。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④教養教育の実施

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-1①で述べた「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」に基づき、教育目的を踏まえ、各学科の DP を策定し、それに沿った CP を定めている。平成 29(2017)年度に 3 ポリシーの大幅な見直しを行った後、令和 6(2024)年度に国際言語・文化学科が専門分野の変更に関

連して DP と CP の修正を行った。CP は学生に配布する『学生生活〔学則諸規則〕』に収録され、大学 HP 上でも情報公開で開示している。

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-1-①で述べたように、「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」を定め平成 29 (2017) 年度に新たな DP を策定した。策定の手順として、まず各学科現行科目の目的別の科目区分ごとに DP を策定し、DP を達成するための科目編成の方針を CP で示すという方針の下に現在の CP を策定している。その後、運用を踏まえた上で両者の一貫性を図るべく、各学科において毎年度末にポリシーの一貫性と整合性を検証し、細かな見直しを行っている。各学科の検証結果は次年度 7 月の大学企画運営会議において確認と承認をしている。従って、CP は DP との一貫性が確保されている。

DP に示された到達目標に対応して、授業編成を行い、科目区分と科目を置いている。「教養科目」では DP の到達目標に応じて、初年次教育、学際科目、情報処理や英語のリテラシーなどを置き、「専門科目」では DP の到達目標に応じて各学科で科目を置いている。DP の「汎用力」は、教養科目と専門科目の全ての授業の到達目標に含まれるので、CP 上では「専門科目、教養科目の共通事項」となっているが、内容的には照応している。

平成 29 (2017) 年度作成した DP にもとづく CP は、教務委員会で改訂についての議論を重ねている。DP で各学科共通してあげている「教養」「専門力」「汎用力」は、CP では授業編成の観点から「教養科目」「専門科目」「専門科目、教養科目の共通事項」となっており、内容的には整合しているが、形式的な整理が課題であり、検討中である。各学科共通して DP に挙げる「教養」「専門力」「汎用力」は、シラバスの到達目標にも明示して（汎用力は思考力、実行力、表現力、情報力の 4 分野）、授業と DP との一貫性を学生も常に意識するようにしている。

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成と実施

本学では、教育研究上の目的に基づき CP を定めて周知している。その上で、この CP に即した体系性・順次性の教育課程を編成し、全学科のカリキュラム・ツリーを大学ホームページにて公開し、学生生活にも掲載している。また、学生が体系的・順次的な教育課程を理解するための助けとなるように、全ての授業科目にナンバリングを施しシラバスに記載している。

(2) シラバスの整備

DP、CP の策定に伴い、「別府大学（大学院）シラバス作成の手引」にしたがって、毎年、各教員がシラバスの作成を行っている。

- ・シラバスには、教育の質保証の観点から、単位に応じた学修時間の確保のため、各回授業に必要な時間外学修の時間と学修内容を明示している。
- ・履修する授業の到達目標が DP とどのように対応するか、学生が理解しやすいように、「到達目標」と DP (①教養②専門力③汎用力) との対応関係を記載する欄を設けている。

- ・「到達目標」の達成度を評価するに際して、正確性・透明性・公正性を高めることを目的として、それぞれの到達目標毎の評価方法と全体におけるその割合を明示する欄を設けて記載している。
- ・学生が質問や学習相談などに行きやすい環境を作るために、オフィスアワーの時間帯（週2コマ義務的）や研究室の所在をシラバス内に記載している。
- ・学生が各自の学修成果を確認して振り返ることができ、また公平性を保つことができるよう、小テストや課題・レポート、期末試験などの学習成果判定の方法と比率をシラバス内に明示している。
- ・各教員が作成したシラバスは、大学教務委員会が中心となって、各教務委員のチェック、さらに少數の担当者による再チェックを経ることで、記載内容に問題がないかどうかを丁寧に点検している。

（3）単位制度の実質を保つための工夫

単位制度の実質を保つため、学生が各年次に渡って適切に授業科目を履修できるよう、履修登録単位数の上限（学期毎に24単位のCAP制度）を設けて『学生生活HANDBOOK』に掲載し、学生に周知するとともに、新学期の各年次生のオリエンテーションでも周知して履修指導を徹底している。なお、学期GPA又は通算GPAが3.5以上の学生については、各学期の履修登録の上限を26単位までとし履修登録できる特例制度を設けている。

4-2-④教養教育の実施

（1）教養教育の適切な実施

・教養教育についての概要

本学の教育理念は、「真理を求める自由を愛する人間を育成する」ことにある。それゆえ教養教育においても、幅広い分野について学生が知的探求心をもち、現代の諸科学が追究している問題と基本的知識を学び、急速に変貌しつつある現代社会の構造や動きに眼差しを向けると同時に、このような急速な変化にもかかわらず根底に恒常に存在し続ける人間性と継承すべき優れた文化を理解すること、これを基本的な教育目標としている。

そのような教育目標を達成するために、別府大学では教養科目を次のように編成している。

文学部・国際経営学部においては、「基礎ゼミ」と5分野の「コア科目」に大別して構成している。「基礎ゼミ」は初年次教育のための科目で、1年次の演習科目「導入演習」（前期）、「基礎演習」（後期）に分かれており、学生の主体的・積極的な学びの姿勢を培い、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。5分野から成る「コア科目」は、現代社会を理解するために必要な諸学問をバランスよく学べるように編成している。

食物栄養科学部においては、教養科目は「食物栄養科学基盤領域」と4分野の「コア科目」から構成されている。「食物栄養科学基盤領域」は、大学での学修についての基本的な考え方やスキルなど、主体的・積極的な学びの姿勢を修得するための科目（「導入演習」（前

期)、「基礎演習」(後期)、「アカデミック・スキルズ」等)と、当該学部の学生として必要な基礎的知識を修得するための科目(「食とバイオ」「一般化学」等)から構成されている。4分野の「コア科目」は、諸学問を4つの分野に分けて、現代社会を理解するために必要な知識や考え方を学ぶもので、これらをバランスよく学べるように編成している。

・教養教育に関する組織

教養教育については、教養教育委員会が設置され、教養科目について情報を共有し問題の解決にあたっている。委員は、原則として各学科の教養科目担当教員の中から任命されている(ただし新設の看護学部は学部事務職員)。委員会は、年間2~4回開催されている。教養の意義、教養教育の在り方、教育目標、意義、大学における位置づけなどについて協議検討を続けてきた。これらの事柄は大学全体の教育に関わるため、教養教育委員会だけでは結論を出すことができないことが判明したため、令和5(2024)年度からは、教務委員会が中心となってこれらの大きな事柄について協議検討していく。

他方で、教養教育科目において生じてくる、以下のような現実的問題について教養教育委員会がこれまで調整・対応してきたが、これらについては今後も教養教育委員会が中心となって担当していく。

- ・教養科目に関する、時間割の確認、シラバスチェック
- ・「教養教育に関するアンケート調査」の実施
- ・授業における受講者数の適正化
- ・情報科目担当教員間の情報交換会の実施、その協議に基づいて平成30(2018)年度から共通テキストの使用の開始
- ・初修外国語科目担当教員間の情報交換会を実施
- ・「大学以外の教育施設等における学修の単位認定」に関して、教務委員会と共同して従来の英語検定、フランス語検定に加え、中国語、韓国語、ドイツ語についても単位認定できるように変更
- ・教養英語について、(i) 英語プレイスメントテスト&成果測定テストを実施、(ii) e-learning教材(ALC NetAcademy2)を授業へ導入し、平成30(2018)年度にNetAcademy Nextに更新、(iii) 自作教材「英語のワークブック」を作成して使用し、その後も改定、(iv) TOEIC IPテスト、TOEIC公開テストについて学内の体制を整備
- ・新規開設する看護学部が独自のカリキュラムであるため、「開講科目の共通化」は断念することとなったが、文学部、食物栄養科学部、国際経営学部において「授業科目名の統一」を実施した(令和5(2024)年度)。
- ・学生の能力を測定し伸長させるための取組として、CASECテストの実施(令和3(2021)年度から)、GPS-Academicテストの実施(令和3(2021)年度から)

・教養教育の実施体制

教養科目に関する大きな問題、すなわち教養の意義、教養教育の目的、初年次教育の改善

等について、令和 5 (2023) 年度までは教養教育委員会を中心に議論・検討されてきた。しかし、いずれも大学全体に関わる問題であり、初年次教育は専門科目の教員も担当することから、教養科目の教員を中心に構成される教養教育委員会において結論を出すことはできなかった。そこで令和 6 (2024) 年度から教養科目の大きな問題は教務委員会に議論の場を移すこととなった。今後これらの大きな問題については、教務委員会を中心に検討されていく予定である。特に初年次教育の改善を図っていく。

教養科目に関して残される、小さな現実的問題、すなわちクラスサイズ、科目名、科目間の連絡・調整、CASEC・GPS-Academic の実施等については引き続き教養教育委員会が中心となって連絡・調整を担当する。教養教育に関わる問題は、教養教育／専門教育とで線引きをすることは難しいため、教務委員会、教養教育委員会、教務事務の三者が連携しながら、教養教育を実施している。

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 教授方法の工夫

各教員が教授方法を工夫、改善し、教授力を向上させていく手助けとして、本学では平成 19 (2007) 年度より FD 委員会を設置している。各学科より選出された FD 委員から構成された全学的組織である。大学院においても、独自の FD 委員会を設置している。

FD 委員会は FD・SD 研修会を企画開催するとともに、同委員会の主導で「学生による授業評価アンケート」を実施している。

FD・SD 研修会は、ここ 3 年間、いずれも年 10 回開催している。うち年 1 回は教育の質保証・厳格な成績評価に務める視点から、各学科のアセスメント検証結果と改善策についての報告会となっている。また令和 4 年度には「合理的配慮が必要な学生への対応」、同 5 年度には「小中学校における ICT 教育—大学教育での活用に向けて」、同 6 年度には「不登校学生の現状・支援」「学生のキャリア教育の現状・方法」など、教育方法の向上に関わる様々なテーマで開催している。

「学生による授業評価アンケート」は前・後期末の年 2 回実施。アンケートの質問項目は、教員および学生の意見を反映し、適宜修正している。『授業評価アンケート』等を通して把握した学生のニーズを、より品質の高い教育サービスの提供に反映している。具体的には、学生の主体的学びの基盤となる専門基礎的知識の理解を促す工夫として、学生からの要望も高い板書・発問計画、ピアラーニングやグループワークなどの協働学習の導入・発展といった工夫につなげることを意図する。同時に、アンケートの自由記述によって学習環境（教室設備、授業人数等を含む）への満足度を把握し、よりよい学習環境の整備・構築に活用している。

さらに、各教員はアンケート結果を受けて、自らの授業の長所・短所を確認、検討し、修正すべき部分は修正していく目的で、毎年 1 回「授業改善プラン」の提出が義務付けられている。

また、平成 30 (2018) 年度後期から稼働したポートフォリオ学修支援システムでは、学生が受講した科目について成績をもらった後に達成度について 1~5 点で自己評価を行う。

教員は、学生の自己評価を授業改善に活用するとともに学科でも授業やカリキュラムの見直しに活用している。

以上に加え、学生の大学における勉学をサポートする職員の資質向上を目指し、SD 委員会も設置され、職員の SD 研修会を開催している。

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシー踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

(1) ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

授業のシラバスには、DP の 6 項目と紐付けした複数の到達目標が明示されている。到達目標は「教養」、「専門力」、「汎用力思考力」、「汎用力実行力」、「汎用力表現力」、「汎用力情報力」の 6 項目のいずれかに設定されている。これらの項目ごとに、授業成績の平均値を求めて、各項目の達成度とし（100 点満点）、六角形のレーダーチャートをつくり、これをディプロマ・サプリメントとして卒業時に学生に交付している。

(2) 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握

口頭試問での教員による評価（アセスメント・ポリシー）：口頭試問による評価では、共通のルーブリック枠を使用して点数化し、DP 達成度を測っている。20 点満点の 8 点以上を最低目標に定めている。食物栄養科学科では、まとめ試験による客観評価（アセスメント・ポリシー）を行い、DP に沿った科目区分毎に出題され、200 点満点のテストとし、DP 達成度を測っている。

CP 等に基づく教育課程プログラムの成績の検証（アセスメント・ポリシー）では、「科目 GP による成績分布表」による検証を行い、前年度の各科目の GP の分布等を、各学科で分析している。

学生の学修状況は、「ポートフォリオ学修支援システム」（web 上ポータル）への学生自身の入力と、「学生カルテ」データベース（web 上ポータル）により、成績や単位の取得状況が把握できる。また学生の授業振り返りと目標設定などもこのポートフォリオ学修支援システムで確認できるが、学生が入力していなければ把握できないので、入力を促進する課題がある。

資格取得状況は各種資格課程委員会（教職課程、司書課程、学芸員課程、文書館専門職養成課程、日本語教員養成課程）が課程履修申請から取得まで、説明会への出席、申請書類、授業履修状況から把握している。資格履修申請者は教授会で共有されている。資格取得判定

については、教務委員会で要件を確認して、教授会の卒業判定で行っている。

就職状況はキャリア支援センターが統括して把握しているが、学科ごとに4年生の就職状況をスプレッドシートで教員とセンターで共有したり、学生面談などを通して随時更新し、就職指導に生かしている。

卒業時の学修成果の判定は、アセスメント項目の「卒業時における学修成果達成度調査」を毎年実施している。DPに沿って、教養、専門力、汎用力、その他正課外活動の学生の主観的な自己判定だが把握している。

就職先の企業アンケートは、アセスメント項目「地元社会・産業界からの「外部評価」」が該当している。まれであるが中には厳しい意見もあり、カリキュラムや授業改善の資料として有益なものになっている。アンケート回答数を増やしていくことがこれからの課題である。

(3) 三つのポリシーを踏まえた評価方法の確立と運用

上記 4-3①②)のアセスメントによる学修成果の把握は基礎的データとして評価・活用し、授業改善、科目編成の改善、三ポリシーの見直しなどに役立てている。

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 学修成果の把握・評価の結果の教育内容・方法及び学習指導の改善へのフィードバック

学修成果の把握・評価結果は以下ののような方法で教育内容や指導改善にフィードバックしている。

口頭試問での教員による評価とまとめ試験による客観評価（アセスメント・ポリシー）では、結果はPDCAによる次回以降の教育改善の資料としている。

「科目 GPによる成績分布表」による検証の結果、GPの低い科目については、授業方法等の見直しを検討、高すぎる科目についても、授業内容が易しすぎないかを見直すなど、授業の改善資料に用いている。毎年10月のFDで3学科（全学6学科中）が分析と改善案を提示し、全学で共有している。

ポートフォリオ学修支援システムの学生自身の振り返り項目や目標設定は学生の成長記録として重要であり、学修指導の重要な資料となっている。毎年前期・後期に実施している学生との面談記録も、ポートフォリオ学修支援システムに記録しているが、学修のみならず生活などの面でも、継続した指導に役立っている。

資格履修指導では、履修開始条件や教育実習履修条件に成績状況（単位数とGPA値）があり、これらは学生カルテで全学的に把握しているので、資格志望者への学修指導におおいに活用している。

「卒業時における学修成果達成度調査」の結果は、教育成果の検証上重要であり、PDCAサイクルの中で、次年度の教育改善に役立てている。「地元社会・産業界からの「外部評価」」は社会から求められる能力や取組姿勢を検証する上で重要であり、PDCAサイクルの中で、次年度の教育改善に役立てている。

課題としては、ディプロマ・サプリメント、プレ・ディプロマ・サプリメントを学生個人の教育だけでなく、全体の傾向を把握して、教育カリキュラムや授業の改善につなげることを推進する必要がある。

(1) 基準4の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学修成果の把握と評価は、ディプロマ・サプリメント、アセスメント（口頭試問、まとめ試験、GP分布分析）、学生カルテ、ポートフォリオ学修支援システムなどにより、入力促進の課題などあるものの、利活用できるレベルで行われている。これらは学修指導の資料になるとともに、PDCAサイクルを回すための資料としても活用できている。なお全学的な傾向把握はさらに進める必要はある。

基準5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学においては、学長を議長とする大学企画運営会議が大学の意思決定を審議する会議体である。

大学企画運営会議は、学長、研究科長、学部長、学長補佐、図書館長、学科長、教職課程委員会委員長、大学事務局長のほか事務局の役職者で構成されている。

月1回の定例会議では学長が議長となり、大学の基本的な戦略や特定事項についての企画、審議が行われており、大学の当面する課題や教授会・研究科委員会で審議すべき事項について協議している（大学の目的に沿って運営されている）。

また、令和4年11月に大学改革推進会議を設置し、大学改革に関する特に重要な事項について企画、審議しており、重要案件はその会議を経て大学企画運営会議に上程される。

大学の意思決定は、学長の主催する大学改革推進会議と大学企画運営会議を中心核に学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会において審議されるというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を構築している。

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

大学の使命・教育目標、具体的には中期計画を実現するため、学長の権限を教務、学生、入試、就職担当の学長補佐（学長任命）に分掌させている。また、これらを包括的に補佐する副学長の規程を制定しているが、現在は副学長を置いていない。

教務担当の学長補佐の下には、教務委員会が置かれ、事務については教務部が担当し、教務事務部長、教務課長等が教務委員会に加わっている。

学生担当学長補佐の下には、学生委員会及び留学生委員会が置かれ、事務について学生部が担当し、学生委員会には、学生事務部長、学生課長等が加わり、留学生委員会には、留学生課長等が加わっている。

入試担当学長補佐の下には、入試委員会が置かれ、事務については、入試広報部が担当し、入試委員会には、入試広報部長、入試広報課長等が加わっている。就職担当の学長補佐の下には、就職委員会が置かれ、事務については、キャリア支援課が担当し、キャリア支援課長等が就職委員会に加わっている。学生募集や就職については、特別な体制をつくり、募集では、学生募集統括本部長及び副本部長を置き、就職では、学長の下にキャリアセンター長（就

職担当学長補佐が兼務)、副センター長を置き、強化を図っている。

大学には学部単位に教授会、大学院は研究科単位に研究科委員会が置かれており、各学部に学部企画運営会議及び学科会議を開催している。

各学部教授会については、学長の統督の下、各学部教授会推薦を受け学長が選任した学部長が運営を行っている。教授会は、3学部それぞれに置かれ、学部に所属する専任教員で構成されている。教授会は学部長が議長として招集し、諸規則の制定・改廃、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定、教員の人事など教育研究に関する重要事項を審議する。学長が教授会に意見を聞くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、「教授会運営規程」に定めている。

3学部合同で審議すべき議題がある場合には、連合教授会を開催している。また、短大とともに審議すべき事項がある場合は、大学・短大の合同教授会を開催している。

大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、研究科に共通する重要事項を審議するために全学的組織として大学院委員会が置かれている。

学長が主催する大学企画運営会議の決定、審議事項を受けて、教授会が開催される。学部・学科の運営のために、大学企画運営会議の翌週に学部企画運営会議が開かれ、さらに、各学部の学科会議は具体的な活動計画を決め実施する体制となっている。

なお、学部企画運営会議及び学科会議は、各学部・学科内の教育研究に関わる意思決定組織として、大学企画運営会議等の議事内容等を適切に伝達・協議しつつ、さらにそれぞれの学部・学科固有の課題について独自の意志決定を行っている。

平成28(2016)年度からは、学部長・大学院研究科長は選挙で選出されるのではなく、学部で推薦された候補者を学長が選任することになった。これにより、学長が主催する大学企画運営会議が名実ともに大学の意思決定の最高機関となった。さらに、平成30(2018)年度から、学長裁量経費が予算化され、学長のリーダーシップが十分に発揮される体制となった。

5-1-③職員の配置と役割の明確化

本学の事務組織は併設短大と一体的に運営する組織として、大学事務局を設置しており、主として大学及び短大の教育・研究を支援している。また、入試広報を支援する入試広報事務局を設置しているほか、附属図書館、附属博物館等の教育研究機関に事務室を置いている。

大学及び短大は、大学事務局長及び短期大学部事務局長の下に共存する形で、教務事務部、学生事務部を置き、教務事務部の下に教務課、総務・研究推進課、学生事務部の下に学生課、留学生課及びキャリア支援課、入試広報事務局の下に入試広報課を設置し、それぞれ専任職員を配置している。

実験系の学部には、事務職員としての実験助手を配置して教育研究を支援している。

また、附属の教育研究機関である附属図書館やメディア教育・研究センター、附属博物館などには、事務職員、司書、学芸員などを置き、教育研究支援体制の充実を図っている。

教学に関わる主たる教員組織としては、大学企画運営会議、教授会、大学院研究科委員会、教務委員会、学生委員会、留学生委員会、入試委員会、就職委員会がある。

大学企画運営会議は、大学事務局の教務事務部長が学長の下で審議・連絡事項を整理し、

大学事務局長、教務事務部長、学生事務部長、入試・広報部長、キャリアセンター長、広報室長が加わっている。

各教授会や大学院研究科委員会は、学部長・研究科長の下、大学事務局の教務事務部長と教務課長が審議・連絡事項を整理し、大学事務局長、事務局の部長および課長、課長補佐などが参加している。

教務委員会は、教務担当学長補佐の下、大学事務局の教務課長が議題を整理し、教務事務部長、教務課長、教務課職員が参加して、教育課程や授業計画等に関する教務に関する事項を審議している。

学生委員会は、学生担当学長補佐の下、大学事務局の学生課長が議題を整理し、学生事務部長、学生課長、学生課職員が参加して学生の厚生補導に関する事項について審議している。

留学生委員会は、学生担当学長補佐の下、留学生課長が議題を整理し、留学生課長、留学生課職員が参加して、外国人留学生の学修や厚生補導に関する事項について審議している。

入試委員会は、入試担当学長補佐の下、入試・広報課長が議題を整理し、入試・広報部長、入試・広報課長、入試・広報課職員が参加して入学試験の実施に関する事項について審議している。

就職委員会は、就職担当学長補佐（キャリア支援センター長兼務）の下、キャリア支援課長が議題を整理し、学生事務部長、学生課長、キャリア支援センター副センター長、キャリア支援課長が参加して学生の就職活動の支援に関する事項について審議している。

学生募集については、学生募集戦略会議で、基本方針を策定し、その下に学生募集統括本部そして学生募集実行委員会を組織して、県内募集、県外募集そして外国人留学生募集の各部会を中心に学生の募集対策に当たっている。

また、大学事務局に、地域に根ざした教育・研究を推進するために地域連携推進センターを、広報活動を推進するために広報室を、全学的な立場から大学に係る様々なデータを収集、分析する IR センターを設置し、事務職員を配置している。

法人全体の専任職員は 99 名で構成され、そのうち 61 名が大学事務局、入試広報事務局及び附属教育機関に所属している。

職員の採用・昇任・異動については、「学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程」に基づき適切に運用している。

職員の採用に関しては、年齢構成や職務経験の有無などを踏まえて、一般公募のほか、キャリア支援課と連携を図りながら、本学の既卒者及び新規学卒者を採用し、大学事務局の業務量等に応じた適切な配置を行っている。

また、「学校法人別府大学定年退職後の再雇用に関する規程」に基づき、定年退職者の中から再雇用職員を採用している。

職員の昇任を含む人事異動は、4月の人事異動を定期としている。この4月の人事異動は、退職者の補充と新採用職員の配置が中心となっている。人事異動にあたっては、人材育成を図ること及び適材適所に配置することを狙いとして、法人事務局長が各部署の長の意見を聴取し、各部局の実態や個人の適性を充分踏まえた上で原案を作成し、定例役員会に諮り決定している。また、人事異動と併行して昇任人事を行うため、事務職員については、「事務職員

昇任標準基準(内規)」を定めている。これらの人事異動により配置された事務職員は、所属長の指揮監督の下でその所掌事務を遂行している。

5-2. 教員の配置

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

別府大学は、文学部（3 学科）、食物栄養科学部（2 学科）、国際経営学部（1 学科）の 3 学部で構成されており、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員を配置している。大学設置基準上の専任教員数は全体で 67 人であるが、本学の専任教員数は 82 人である。なお、2 学部以上に開講する教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置し、教育課程が適切に運営されている。

本学における専任、兼任の教員数についても、専任教員数（別科を除く）は 82 人、兼任（非常勤）教員数は 127 人（別科を除く）となっている。また、教員 1 人あたりの在籍学生数は、学部、学科によって異なっているが、文学部は約 25.8 人、食物栄養科学部は約 20.2 人、国際経営学部は 25.9 人となっており、3 学部を単純平均すると約 24.4 人である。

年齢別の教員構成は、66 歳以上の教員が全体の 5%、51 歳～65 歳までの教員が全体の 58.8%、26 歳～50 歳までの教員が全体の 36% となっている。

免許・資格等に関する基準等で定められた教員等については、すべて定数を満たしている。

前述のように、免許・資格関連科目を開講する必要から兼任教員への依存度が高くなっているという課題はあるものの、各学科に必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れていると考えられる。

教員の採用・昇任の方針と規則

教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学採用、昇格に関する規程」に基づいて行っており、採用は同規程第 3 条第 1 号、昇任は同規程第 6 条第 1 号に基づいて「資格審査教授会の審査を受けて資格を認定された者」を対象に行っている。また、資格審査教授会における審査手続きは、大学は「別府大学教員資格審査規程」。

「別府大学教員資格審査基準」、大学院は「別府大学大学院教員資格審査規程」「別府大学大学院教員資格審査基準」にそれぞれ規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っている。教員の採用を希望する学部・学科は、

担当授業科目・職位・年齢等についての提案を学長に提出し、人事調整会議において協議し、理事長の承認を得て、公募を開始する。

学部長・学科長等は、応募者から提出された書類をもとに、教員資格審査基準に沿って候補者を絞り込み、学長に報告する。その後、候補者への面接（模擬授業を含む）を行い、1人以上の候補者を決め、理事長・理事（学長・所属学部長を含む）の面接を行い、採用を決定する。他方、学長は、候補者の教員資格を審査し、職位（教授・准教授・講師・助教等）を決定するため、資格審査教授会（専任教授で構成）に資格審査委員会の設置を提案し、3人の審査委員（主査1人）を選定する。その後、主査は審査結果を資格審査教授会に報告し、資格審査教授会はそれを審議し、学長が決定する。学長は、審査結果を定例役員会に報告し、正式に採用者を決定した上で、理事長が発令する。採用者が大学院を担当する場合は、上述の手続きに併行して、指導教員・教員に係る審査を研究科資格審査教授会で行い学長が決定する。

昇任人事もほぼ同様の手続きであり、本人が審査基準を確認のうえ、学科長、学部長と相談のうえ申請する。

採用・昇任に際しては、研究業績のみならず、教育上および職務上の能力に関する書類の提出を求めており、採用に当たっては、志願者が事前に提出した「本学での教育への抱負」に基づいて、面接や模擬授業などを必ず課している。

教員評価は、各教員から3月に提出された「教員自己評価シート」に基づき、教育的観点から学長が評価を行い、優れた評価を得た者について理事長に推薦し、6月の賞与等に反映させている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

平成19（2007）年度にFD委員会を設置。以来、教員の資質・能力の向上に向けて3学部合同によるFD活動を定期的に実施している。教職員が参加しやすい時間帯として、主に定例教授会後の5限帯（16:30～17:30）に行い、毎回60～80人が出席。うち15～25人は事務職員もSD研修として参加している。開催数は、ここ3年間いずれも10回を数える。

研修会のテーマについては、本学の教育・研究、大学運営等の現状を踏まえ、各教員の希望を考慮した上で、毎年4月にFD委員会で検討している。さらに学長等からの助言を受け、企画運営会議・教授会での承認を経て決定している。特に研究機関として法令を遵守し、教育機関として教育の質保証・厳格な成績評価に務める視点から、「研究倫理・コンプライアンス教育」、「アセスメント検証と改善策」の2つを毎年研修テーマとして取り入れて

いる。前者は本学研究倫理審査委員長による講話を行い、後者は各学科の検証結果についての報告会となっている。また令和5年度より教職員の人権意識向上のために、外部講師に依頼して人権・部落差別教育に関する講演会も取り入れている。その他、大学運営・学生募集、教育方法・学生支援、学生へのキャリア教育の方法、SDGsの取組など研修テーマは多岐に渡っている。

大学院については、大学院教員は学部が本務となっていることから、学部と一体になって行っている。その上で、大学院FD委員会主催による大学院教員独自のFD研修会を毎年1回開催している。

地域連携・県内大学教職員交流の視点から、毎年1回大分県内合同FD研修会（おおいた地域連携プラットフォーム主催「大分合同FD・SDフォーラム」）に参加している。学外のFD研修会の紹介にも努めており、教職員は各自の興味、必要に応じて参加している。

5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和4年度の大学設置基準の改正により、教育研究活動に事務職員も参画して行うことや教員と事務職員の連係、協力が求められていることから、事務職員の研修の重要性が増している。

本学では、「別府大学・別府大学短期大学部における人材育成の目標・方針及び教職員に求める能力」を定め、その方針に基づき研修を行うようにしている。

特に、職員の研修に関しては、SD委員会で前年の研修の確認と見直しを行った上で、当該年の研修の実施方針・計画を策定し、必要な研修を実施している。

本学での研修においては、(1) 3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保証に関するもの (2) 教学マネジメントに関する専門的職員の育成に関するもの (3) 大学改革に関するもの (4) 学生の厚生補導に関するもの (5) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの（総務、財務、人事、企画、教務、研究等）を実施している。

また、FD委員会が中心となって毎年8回～10回FD研修会が開催されているが、そこでの内容は関係する事務職員も参加して共有すべきものであることから、これをSD研修会としても位置付けて、積極的に参加を促している。

令和5年度には、他大学が開講している「大学経営基礎講座」の受講希望者を募集し、1名の職員を選出して経費を大学負担で受講させ、「大学教育論」、「大学事務組織・法令論」、「大学財務論」、「大学マネジメント」について理解を深めさせた。

その他、事務職員参加する学外研修について、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会等が主催する事務局長相当者研修会、初任職員研修会及び中堅職員研修会並びに教務事務、学生指導、就職指導及び経理事務等に関する研修会に職員を積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。

令和6年度には、年度内での出張者にその内容を報告する研修会を実施し、その時間に参加できない職員には録画をして全員が視聴できるように、また、学校法人として行う学内研修は、年度当初の辞令交付式後に行う「学校法人別府大学新任教職員研修会」、情報共有と意識啓発を目的に毎年5月頃に全事務職員対象に行う「学校法人別府大学事務職員研修会」がある。さらに、令和6年度は外部講師を招聘しての初任者職員研修を2回、事務職員研修を3回実

施した。

大学・短大においては、新任教職員を対象にした「大学・短大新任教職員研修会」、を実施している。

5-3 の改善・向上方策

学生の意見を的確に反映させた教育を目指すために、毎年実施されている学生と教職員との意見交換会を通して確認された課題を FD・SD 研修会のテーマとして積極的に取り入れていく。また専門研究力の向上と併せた授業方法の改善を目指して各学科やコース教員による小規模 FD も開催し、各専門に応じた研修を行う。さらに新たに設置された学生支援センターとも連携し、合理的配慮や特別な支援が必要な学生への指導方法についての研修会なども積極的に実施していく。おおいた地域連携プラットフォーム主催の県内合同 FD・SD 研修会をはじめ、他大学と連携した研修会も引き続き参加していく。

大学をめぐる環境が厳しさを増す中、大学経営も更に厳しくなることは自明である。

これからの中大職員（教員を含む）は、IR 情報を活用した教育等の改善策や、質の保証策等、専門的知識を持ちつつ、積極的に大学改革を推し進める必要がある。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる。

職員の資質向上に必要な具体的な知識・技能について SD 委員会で引き続き協議し、次年度研修の実施方針・計画を策定する。

以上の取り組みを通して、教職員の資質・能力向上により一層努めていく。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学においては、研究を推進するための環境整備として、附属図書館の他に、次の付属の博物館や研究所、研究センターを設置している。

これらの施設は、本学の研究拠点であるとともに、学生の実習施設や教育のための施設としても機能している。

【主な研究関連施設】

メディア教育・研究センター

情報関係の補助を行うほか、映像用スタジオや遠隔双方向講義を行う環境を整備している。

附属博物館

過去に本学が調査した考古資料や民俗資料とそのデータを中心に集めており、西日本を代表する考古博物館となっている。資料は、調査研究報告書にまとめられて公開されている。

佐藤義詮記念館(18号館)

学園の創設者にちなんで命名され、1階ホールに記念プレートを、2階に別府大学の歴史に関する展示室と収蔵庫と、汎用展示のできるギャラリーを設置している。

地域社会研究センター

地域社会の住民組織、施設、関連機関と協力し、調査研究、交流、資料の収集、『地域社会研究』の発行等を行っている。

歴史文化総合研究センター

考古学、民俗学、文化財科学、保存修復など野外調査科学調査系の歴史学を学ぶ学生のための3つの実習室、多くの科学機器を整備した文化財科学室、教員の研究室などが配置されている。

アーカイブズセンター

アーカイブズ学教育・研究の拠点として大学や大分県を中心とした古文書・公文書などのアーカイブズの収集、整理、保管、閲覧公開等を行っている。

アジア歴史文化研究所

アジア諸地域の人文・社会・自然の各分野にわたる問題を調査研究、歴史・考古研究部門、美術史研究部門が置かれている。

文化財研究所

教育委員会と連携し、地域の遺跡や文化財の調査研究を推進しており、古墳や諸遺跡の発掘、実測調査及び文化財分析研究、保存修復等実施している。

日本語教育研究センター

留学生の日本語力の養成を行うとともに、『別府大学日本語教育研究』の発行を行っている。

健康・栄養教育研究センター

食物栄養学科の教員を中心に、健康・栄養教育健康センターでは、①高齢者の体力づくり教室を通した健康・栄養教育に関する調査研究、②地域住民対象の健康講座、③大分県小児糖尿病サマーキャンプへの協力、④学生健診における栄養教育等の啓発支援事業、⑤その他、栄養・健康に関する支援や受託・共同研究を展開している。コロナ禍で一時、各事業は中断したが、令和5年度より各事業についてほぼ全面的に活動を再開している。県内居住者を対象とした「ロコモ・認知症予防教室」、「糖尿病腎症重症化予防教室」、「親子料理教室」、「食・栄養・健康・災害食等に関する公開講座」を定期的に開催している。

発酵食品・加工食品地域協同研究センター

食物栄養科学部教員を中心に、地域の企業等からの食品加工、食品分析、食品衛生等の技術相談に応じている。

臨床心理相談室

地域の臨床心理相談に応じるとともに、大学院臨床心理研究科の学生の教育機関としても機能している。

温泉学総合研究センター

本学が立地する別府市最大の特色である温泉について、その温泉資源の特色と活用などを理学的文化的に調査研究をするために設けられた学科横断的研究組織である。

これ以外にも、県から収蔵品を委託されている大学付属の施設である「大分香りの博物館」も一般の博物館として観光客が訪れる場所であるとともに、発酵食品学科の実習および研究施設として活用されている。

教員の研究に関する支援は、大学事務局の総務・研究推進課が担当しており、外部資金の獲得や研究費に関する事務作業の支援等を行っている。

しかし研究環境に関する状況はかならずしも十分とは言えず、①施設・設備、研究資金の

不足 ②時間的余裕のなさ ③事務作業等の煩雑さ ④図書館の資料の充実・利用時間の改善 ⑤大学施設の利用時間延 ⑥サバティカルなど調査・研究に割くことのできる長期時間の確保 ⑦リサーチアシスタントなど教育・研究の補助等の要望が上がっている。

本学は小規模大学で予算が潤沢とは言えないため、教員の研究環境については優先順位をつけて改善を行っていく。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、「別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範」において、研究に関わる者の責任を明らかにし、社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、文部科学省の研究活動の不正行為防止についてのガイドラインに基づいた体制を整備し、毎年の実施状況を報告している。以下のような研究に関わる規則を定め、必要に応じて改定を加え、厳正に運用している。

- (1) 別府大学・別府大学短期大学部における研究活動行動規範
- (2) 別府大学・別府大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程
- (3) 別府大学・別府大学短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程
- (4) 別府大学・別府大学短期大学部科学研究費助成事業事務取扱規程
- (5) 別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査規程
- (6) 別府大学遺伝子組換え実験安全管理規則
- (7) 別府大学動物実験に関する規則
- (8) 別府大学動物実験緊急時対応マニュアル

組織としては次の委員会を置いている。

- (1) 研究倫理審査委員会：本委員会は、学内教員 7 名、学外 1 名及び事務職員 1 名で構成し、3 か月ごとに年 4 回、研究倫理審査申請書、研究計画書及び関連書類の申請受付と審査を行っている。審査は、申請者による研究計画の説明を受け、委員からの質疑応答の後、委員で妥当性を審議している。審議の結果は、速やかに申請者に報告している。
- (2) 動物実験委員会：本委員会は、学内教員 6 名及び事務職員 1 名で構成し、随時、動物実験計画書の申請及び動物実験報告書の受付と審査を行っている。審査は、申請者による動物実験計画概要の説明を受け、委員からの質疑応答の後、委員で妥当性を審議している。審議の結果は学長に報告し、承認後、速やかに申請者に報告している。
- (3) 遺伝子組換え実験安全委員会：本委員会は、学内教員 6 名及び事務職員 1 名で構成し、随時、研究計画書の申請及び実験終了（中止）報告書の受付と審査を行っている。審議の結果は学長に報告し、承認後、速やかに申請者に報告している。

本学では研究倫理のさらなる向上を目的として、平成 30 (2018) 年より毎年 5 月頃に全学教員を対象とした研究倫理・コンプライアンスに関する FD/SD 研修会を開催し、倫理意識の向上と法令遵守の徹底を図っている。また科学研究費申請の説明会においても、研究不正防止に関する講習を実施し、研究者の倫理意識の啓発に努めている。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本法人では、「法人第3期中期計画」に基づく「学校法人別府大学財務基本方針」により、年度ごとの予算編成方針及び予算編成スケジュールに基づき、収入財源から充当すること及び枠配分の考え方(理事長から各学校へ経常的な活動予算(光熱水費、衛生費及び維持管理等の修繕費を除く。)が配分される。このほか、大口の施設設備等の改修・購入計画や政策的経費である学長裁量経費は別に募集し、検討の後、配分される。)

各学科等は、配分された予算を学事計画や備品等購入計画に沿って研究経費やその他の活動費に振り分ける。研究活動への資源配分に関しては特別な規則はないが、研究旅費は、教員1人あたり15万円(大学院兼担当者は2万円加算。)が配分される。

研究活動に対しては、学科予算のほか、研究施設の改修計画や大型の教育研究設備の購入計画において必要な申請を行うことや学長裁量経費における研究支援分野に申請すること等により物的支援を行っている。なお、RAは配置していない。

その他、以下のような研究活動への支援を行っている。

1) 学長裁量経費による資源の配分

「学長裁量経費」の制度により、研究テーマを5月に学内募集し、内容・申請金額の妥当性を吟味し選定し、科研費獲得や外部資金導入に結び付く可能性のある基礎研究資金や海外の大学との研究発表や、出版などの支援を行っている。

2) 別府大学の特徴ある研究分野に国の補助金などの外部資金を得て研究環境を整備し大学の研究ブランド力を高める努力を行っている。

食物栄養科学研究科では、科研費等への応募を研究科内で推進している。令和6年度の科研費採択数は4件であり、外部資金を獲得して科学技術の進歩に寄与する研究を行っている。また、自治体や企業との共同・受託研究も年々増加しており、令和5年度以降は10件程度の締結が行われ、地域や産業の活性化につながる研究を行っている。

また、文学部を中心に、私立大学研究ブランディング事業「九州における文化遺産保護研究の拠点形成のための基盤整備」(平成28年度～30年度)を獲得した。その後も本学独自の研究ブランディング事業を継続している。熊本・大分地震の文化財の再建・保護問題と別府大学が輩出してきた文化財専門者の存在を背景に、平成31年度以後現在まで九州文化財保存研究会を組織し、九州地方を中心に、自治体等と連携しつつ、文化遺産の保存、保護への技術的研究、技術の再教育事業等を毎年行い、地域の災害等の緊急時、恒常的文化財保存力の向上を図る体制基盤を確立するため、毎年最先端の3D測量機器、分析機器等の設備を導入している。

3) 別府大学文化財研究所や食物栄養科学部では、自治体や企業と連携して受託研究や共同研究を推進し、それによって大学の研究力を高め、地域貢献に寄与するとともに、研究資金を確保し、研究環境の整備を進めてきた。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

学校法人別府大学（以下、「本法人」という。）は、建学の精神に基づき、その使命を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、「学校法人別府大学寄附行為」、「学校法人別府大学知的財産ポリシー」、「学校法人別府大学产学官連携ポリシー」、「学校法人別府大学利益相反ポリシー」及び「学校法人別府大学管理運営規則」並びにそれに基づく関連規程により事業を執行している。

また、組織倫理に関しては、「学校法人別府大学職員就業規則」において服務規律を明確にし、「学校法人別府大学個人情報保護に関する規則」、「学校法人別府大学公益通報規程」等を定め、適切な運営を行っている。

なお、本法人の教育機関としての社会的使命と目的は、寄附行為第3条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に記されている。

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギー・省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズ・ウォームビズの励行、照明のLED化、人感センサーによる照明の制御、省エネタイプの空調機への更新、備品の再利用の促進、近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集、グリストラップの清掃の励行などを実施している。

毎月開催される事務会議では、四半期ごとに、光熱水費の実績を全体及び部門別に示すとともに、冷暖房運転開始前月には、設定温度等の周知を行い、節電意識を向上させている。

喫煙については、現在は受動喫煙防止法に基づき、屋外喫煙場所を設置し、キャンパス内分煙措置を講じているが、平成30（2018）年7月に改正された健康増進法の趣旨を踏まえ、未来ある若者を育てる教育機関の社会的責務として、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止し、快適な学習環境を実現するために、令和2（2020）年4月1日からキャンパス内全面禁煙とすることを平成31（2019）年1月に宣言し、現在も全面禁煙を継続している。

人権の尊重については、FD・SD研修会を開催し、啓発に努めているほか、女性職員の活躍推進にも力を入れ、「学校法人別府大学女性活躍推進行動計画」を示し、働きやすい環境づくりを進めている。

また、ハラスメントについては、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、平成31（2019）年4月にこれまでの関係規程を全面的に見直して「学校法人別府大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、「学校法人別府大学ハラスメント防止宣言」を行い、毎年13名のハラスメント相談員を指名し公表するなど防止対策等にも適切な対応を行っている。

施設の安全対策としては、平成22（2010）年度より緊急性の高い耐震工事を進め、令和5年（2023）年4月1日現在の耐震化率は100%となった。平成26（2014）年11月に、本学の第2体育館が別府市から災害時の避難所の指定を受けたが、その後、平成28（2016）年4月に発生した熊本・大分地震では、第2体育館や耐震改築後の校舎が、学生や地域住民の避難場所となり、その役割を十分に果たした。

安全確保については、本学では、火災、地震及び風水害等その他の災害の予防と人命の安全、並びに被害の軽減を図ることを目的に、「学校法人別府大学防災・防火対策規程」を定め、自衛消防隊を組織し、大規模地震を想定した避難訓練を毎年実施し、学生及び教職員の安全確保を図っている。

また、平成23（2011）年3月の東日本大震災を教訓として、地震及び火災等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「別府大学・別府大学短期大学部災害対策マニュアル」や「防災ハンドブック（ポケット版）」を作成して学生や教職員に配布し、活用に供している。

安全対策としては、その他にも守衛や寮監の配置、監視カメラの設置、警備会社に警備を委託する等行っているほか、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、実施している。

衛生面の配慮については、学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の感染予防等の活動を適正に実施とともに、教職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援を推進している。また、平成28（2016）年度からは改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度を導入し、教職員の健康保持に努めるとともに働きやすい職場づくりを進めている。

6-2. 理事会の機能

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

（1）6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

（2）6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）理事会

理事会は、寄附行為第13条及び第14条にその権限や職務等が規定され、管理運営規則第22

条に法人の最高意思決定機関として明確に位置付けられている。定例の理事会は、寄附行為及び「別府大学理事会会議規則」に基づいて、毎年3月、6月、12月に開催している。臨時の理事会も同規則に基づいて、必要がある場合にその都度理事長が招集し開催している。3月の理事会においては、寄附行為第56条により翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議される。6月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。12月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するとともに、議事録を作成する旨の確認を行うなど適切な運営を行っている。3月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第36条に基づいて、翌年度の事業計画案及び予算案等についてあらかじめ意見を求めている。6月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。12月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、当該年度の補正予算案に係る意見を求め、その上で理事会において審議のうえ決定されている。また、寄附行為第16条により理事長及び専務理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告している。以上のように私立学校法及び寄附行為に基づいて適切な運営を行っている。

寄附行為第6条により理事選任機関を理事会とし、理事の選任は寄附行為第7条に規定されている。また、定数については寄附行為第5条に8人以上11人以内と規定され、令和6年6月には9人が選任されている。なお、寄附行為第7条第1項第2号に定める理事については、多様な意見を取り入れるため、令和6年6月には3人の理事を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としている。

議決については、寄附行為第19条第4項に「書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる」と規定している。なお、令和6（2024）年度における理事数は10人で、3回開催された定例理事会の出席状況は、5月9人、12月10人、3月10人で、その出席率は96.7%であり、臨時理事会の出席状況は、10月9人で出席率90%と高い出席率を維持しており、理事の理事会への出席状況は適切である。

理事会の決議については、寄附行為第19条第1項に「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と規定し、重要事項については、同条第2項に「議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない」と規定するなど、意思決定のプロセスについても適切に規定され、運営されている。

なお、本法人では、寄附行為第14条第5項で、「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する」と定めるとともに、管理運営規則第23条において「理事長は、法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる」と定めている。理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第20条に「法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、この業務の決定に際しても学園理事・評議員会（以下「定例役員会」という。）に付議し、広く意見を求めた上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透

明性と堅実性を確保している。

(2) 定例役員会

本法人では、意思決定の戦略性・機動性・透明性を確保するなどの観点から、管理運営規則第22条に基づいて「学校法人別府大学学園理事・評議員会規程」を定め、定例役員会を設置し、週に1度開催して緊急性のある事項や法人業務全般にわたる日常的な重要な案件など理事会から付託された事項等を審議している。この定例役員会は、理事長、専務理事、大学・短大学長、文学部長、食物栄養科学部長、国際経営学部長、看護学部長、副学長（短大）、中学・高等学校長、小学校長、大学事務局長、短大事務局長及び法人事務局長の13人により構成されている。この定例役員会を通して理事長が日常的に法人全体へのリーダーシップを発揮することを可能にしている。また、理事会の審議案件等の企画立案や多方面にわたる意見交換など、戦略的、機能的な対応も可能にしている。

さらに、幅広い部署の長で構成された所属長会議では、現場からの課題の汲み上げと即効性のある意思決定を可能としている。さらに定例役員会の決定事項が各部署の長から教授会や事務会議等を通じて各教職員へと速やかに伝達されており、法人と大学が一体となった機能的な管理運営を可能にしている。

このように、法人における意思決定は機動的に行われ、決定事項は各教職員へ速やかに伝達され、実行に移されている。さらに、監事や公認会計士の監査により改善・是正等が図られるなどPDCAサイクルによるマネジメントプロセスを通して適切な運営が図られている。

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

本学では、使命・目的の達成に向けて継続的に努力・実現するために、平成24年度以来、5か年の中期計画を学園全体で作成するとともに、中期計画に基づいた年度ごとの事業計画及び事業報告を作成し、中長期的な視野で目的達成に向けた継続的な努力を続けている。現在は、令和3年12月の理事会・評議員会において、「法人第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）」を策定し、今年度はその4年目にあたっている。

「法人第3期中期計画」では、4つの重点目標として、教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化を掲げ、中期計画の確実な達成に向け、全教職員に配布し、全員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるようにしている。さらに、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、大学のHPに「中期計画」を掲載・公表し、公共性を有する教育研究機関として、内外に表明している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-①法人の意思決定の円滑化

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

(1) 法人と大学との意思疎通と連携

令和 7 (2025) 年度の場合は、法人の最高意思決定機関である理事会には、大学から学長及び大学事務局長が理事として出席している。学長は、大学の代表として、教員人事や教授会の重要決定事項等を説明し、教授会での重要な審議事項などについて報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。法人で週 1 回開催される定例役員会には、大学から学長、学部長、大学事務局長が出席し、法人幹部職員や短大・附属学校幹部職員とともに業務全般にわたる日常的な重要案件などを審議している。この定例役員会では、大学と法人の情報交換と協議がなされ、課題の汲み上げと活発な協議により、速やかな意思決定が行われている。さらに定例役員会の決定事項は、出席者を通じて各部署へと伝達されており、法人と大学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。

また、毎月 1 回開催される所属長会議や、役員から一般職員までの幅広い構成員で構成されている事務会議においても、職員の提案等が反映され、運営の改善に活かされている。

また、大学にあっては、基準 4-1 で述べた大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会等が、教員の意見を汲み上げる機能を果たしている。さらに、事務職員からの提案等については、事務局長や事務部長が大学企画運営会議や主要専門委員会に出席し、各事務部署からの提案等を反映させる仕組みとなっている。

なお、法人・大学の重要会議における幹部教職員の出席は表 6-3-1 のとおりである。

表 6-3-1

会議	理事長	理事	学長	研究科長	学部長	学長補佐	図書館長	学科長	事務局長	
									法人	大学
理事会	○	○	○						○	○
評議員会	○	○	○		○				○	○
定例役員会	○	○	○		○				○	○
教授会	△	△	○	○	○	○	○	○	△	(○)
大学企画運営会議			○	○	○	○	○	○		○
大学院委員会			○	○						(○)
人事調整会議			○	○	○	○				○
資格審査教授会			○	○	○				(○)	

(注 1) ○は構成員、(○) 構成員ではないが出席、△構成員ではないが年 1 回程度出席。

(2) 大学内の各部門間におけるコミュニケーション

大学の意思決定組織は、基準 4-1-②で述べたとおり、大学企画運営会議、学部企画運営会

議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会、研究科委員会で審議され学長が決定するというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織間でのコミュニケーションは円滑に行われている。

理事会や定例役員会等で決定・伝達された情報は、これらの組織を通じて滞りなく教職員に周知されており、法人・大学全体を通した機動的で円滑な組織運営ができている。また、教職員個別に連絡すべき事項については、ホームページ上に教職員ポータルが整備され、各教職員にメールアドレスが与えられて利用されているほか、教員には個人用メールボックスが設置され、日々盛んに利用されており、円滑なコミュニケーションに役立っている。大学事務局では、週1回の朝礼を行い、教授会や定例役員会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

(1) 評議員会によるチェックとガバナンス

評議員会については、寄附行為第39条及び「学校法人別府大学評議員会会議規則」に基づいて、定時評議員会を毎年度6月に1回開催するほか、12月と3月に招集している。その招集に当たっては、寄附行為40条第4項により、理事会において評議員会の日時・場所、議案等を決議し理事長が招集している。

3月の評議員会では、私立学校法第36条及び寄附行為第36条に基づき、理事会開催前に翌年度の事業計画案及び予算案等に係る意見を求めており、6月の定時評議員会では、理事会開催後に前年度の事業報告書及び決算の報告が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。12月の評議員会では、理事会開催前に当該年度の補正予算に係る意見を求めており、このように評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

評議員は、寄附行為第31条に基づき、評議員会が選任した法人職員4人と卒業生4人、理事会が選任した学識経験者4人、合わせて現員12人で構成している。評議員の定数12～15人は、理事の定数8人から11人を上回り、評議員の現員12人は、理事の現員9人を上回っている。また、多様な意見を取り入れるため年齢や性別を考慮し8人の評議員を外部から選任し、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。

令和6(2024)年度における評議員会の出席状況は、5月21人、12月22人、10月20人、3月22人で、その実出席率は約96.6%であり、出席状況は良好である。

(2) 監事によるチェックとガバナンス

監事については、寄附行為第22条に基づいて、教職員、役員、評議員以外の者から監事の過半数の同意を得て評議員会の決議によって選任している。監事には2人の非常勤監事がおり、令和6(2024)年度の場合は、年4回開催された定例理事会及び評議員会の出席状況は5月1人、12月2人、3月2人、10月の臨時理事会及び評議員会は2人と出席状況は適切である。監事は、その主な職務として、寄附行為第28条及び「学校法人別府大学監事監査等職務規程」に基づいて、決算原案についての監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合す

るとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、業務執行や財産の状況を監査している。監査の結果については、監事が理事会及び評議員会に出席し、監査報告が行われている。さらに、決算の監事監査には、公認会計士が立ち会って決算説明を行い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化に努めている。

また、監事は寄附行為第 29 条第 3 項により理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-①財務基盤の確立

6-4-②収支バランスの確保

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

高等教育機関として教育研究活動を継続的に発展させるためには、経営が安定し、財務状況が健全でなければならない。これを実現するポイントは、第 1 に経常収支差額の黒字を維持することであり、第 2 に将来の設備投資に備えた内部留保と安定した支払資金を確保することである。

学校法人別府大学は、昭和 46 (1971) 年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、令和 6 (2024) 年度まで 54 年連続して経常収支差額の黒字を続け、安定した収益力を維持している。令和 6 (2024) 年度事業活動収支決算は、事業活動収入合計 51 億 38 百万円、事業活動支出合計額 51 億 21 百万円、経常収支差額 17 百万円となっている。さらに、平成 16 (2004) 年度以来 20 年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全 14 区分のうち「A3 正常状態」に相当する。

支払資金は、令和 6 年度末で 37 億 56 百円、これに対して令和 6 年度の経常的な資金支出は(退職金、奨学費及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く、看護学部設置経費を除く)41 億 38 百万円であったが、短期の支払余力を表す流動比率は 272.1% であり、一般的に金融機関等では優良とみなされる指標である 200% を上回っている。

内部留保は、第 3 号基本金引当特定資産を 9 億 50 百万円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第 2 号基本金引当特定資産を計 105 億 90 百万円、退職給与引当特定預金を 9 億 70 百万円積み立てている。

これらの支払資金や内部留保が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。そして、これらの資金については、「学校法人別府大学資産運用規程」に従い、安全を重視した運用を行い、その運用成果については理事会に報告している。

6-4-②収支バランスの確保

事業活動収支計算書における財務比率の状況は、表 6-4-1「事業活動収支計算書関係比率」のとおりである。法人全体の令和 6（2024）年度の状況は、事業活動収支差額比率は 0.3%と日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「事業活動収支計算書」の系列別の全国平均 3.4%を下回っているがプラスを維持している。人件費比率は、系列別の全国平均 52.4%に対して本学は 56.1%、教育研究経費比率は 34.6%に対して 28.9%、管理経費比率は 9.8%に対して 12.5%である。過去 3 年間を見ると、人件費比率は 52~56%、教育研究経費比率は 29%前後、管理経費比率は 10~12%であり、看護学部開設前年度の影響が若干あるものの、過去の推移と比較して概ね安定している。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人は、平成 14（2002）年度に 3 年間の第 1 期中期財務計画を整備し、その後 3 か年毎に中期財務計画を整備し、平成 23（2011）年度には、日本私立学校振興・共済事業団が行った量的な経営判断指標等に基づいて経営の実態を把握・分析し、その改善策等を盛り込んだ第 4 期中期財務計画を整備した。また、平成 24（2012）年 3 月には、これまで以上に計画的・効率的な経営を進め、安定した経営基盤を確立するために、第 4 期中期財務計画を包含した第 1 期の「学校法人別府大学中期計画」を策定するとともに、年度ごとの事業計画・事業報告を作成し、その進捗と成果を管理し評価し、計画的で安定的な経営に活かしてきた。

これらの過去の実績のもと、本法人は、さらに安定的な経営と教育研究の向上を図るため、令和 3 年（2021）年 12 月の理事会・評議員会において、「学校法人別府大学第 3 期中期計画」を策定した。この計画には、教育研究の推進等と並んで、財務内容の改善に関する計画が盛り込まれており、教育研究機関としての財務面での安定性を含んだ総合的な計画となっている。

また、この中期計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、その達成度を評価し、見直し等が必要な事項には改善を施すなど PDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを着実に進めている。

また、この中期計画の達成を実効性あるものとするため、中長期的な行動指針として「学校法人別府大学人事基本方針」と「学校法人別府大学財務基本方針」を策定している。

「学校法人別府大学人事基本方針」では、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、柔軟性・機動性のある教職員組織の構築による人件費の抑制、経営基盤の安定化を進めることとしている。「学校法人別府大学財務基本方針」では、学生納付金・寄附金等の自己収入の安定的な確保、収支バランスの改善、学校法人別府大学人事基本方針に基づく人件費の抑制等を図ることとしている。

本法人は、これら中期計画や事業計画・事業報告、人事・財務の基本方針により、中長期的な視点に立った経営改善を着実に行い、経営基盤の安定化を図っている。

表 6-4-1 事業活動収支計算書関係比率 (%)

財務比率	4年度	5年度	6年度	全国平均
学生生徒等納付金比率 ~	56.2	55.7	53.4	73.4
寄附金比率 △	0.7	1.4	0.8	1.0
補助金比率 △	30.2	30.4	30.4	16.3
人件費比率 ▼	52.6	54.5	56.1	52.4
人件費依存率▼	93.6	97.8	105.1	71.4
教育研究経費比率 △	29.5	30.1	28.9	34.6
管理経費比率 ▼	10.6	10.7	12.5	9.8
基本金組入後収支比率 ▼	136.2	104.0	103.6	106.2
経常収支差額比率 △	7.2	4.7	2.4	3.0
事業活動収支差額比率 △	7.1	4.8	0.3	3.4

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した令和5(2023)年度の私立大学（系統別・複数学部・文他複数学部130法人）の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良い、～はどちらともいえないことをそれぞれ示している。

貸借対照表関係比率の財務状況は、表6-4-2のとおりであり、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「貸借対照表」の系列別の全国平均値と比較してみても安定した財務基盤が確立されている。

表 6-4-2 貸借対照表関係比率 (%)

財務比率	4年度	5年度	6年度	全国平均
固定比率 ▼	94.9	95.2	95.0	94.6
固定長期適合比率 ▼	91.3	91.4	91.4	87.9
固定資産構成比率 ▼	87.4	87.6	87.0	83.3
流動比率 △	292.7	299.9	272.1	317.3
流動資産構成比率 △	12.6	12.4	13.0	16.7
総負債比率 ▼	7.9	8.0	8.4	12.0
負債比率 ▼	8.6	8.7	9.2	13.6
固定負債構成比率 ▼	3.6	3.8	3.6	6.7
流動負債構成比率 ▼	4.3	4.1	4.8	5.3
繰越収支差額構成比率△	1.0	1.0	1.1	-20.5

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した令和5(2023)年度の大学法人（医歯系法人を除く）の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良いことをそれぞれ示している。

外部資金の確保は、財政基盤の安定化を図るための重要な収入源となることから、法人及び大学をあげて継続的な努力を行っている。

寄付金収入については、寄付金比率（寄付金／事業活動収入）の直近5か年平均は1.26%であり、全国平均値（令和5(2023)年度医歯系法人を除く）1.0%と比較すると若干、上回っているが、さらなる獲得のために募集中体制を強化していく。具体的には、「教育研究振興資金」の募集活動について、幹部職員による企業、団体等への依頼を全学的に取り組むこと、大学OBや卒業生などにPRを検討し、新規寄附者の開拓を行うことである。また、保護者説明会などで保護者が訪れる機会をとらえ、寄附金の使途事例を紹介した募金趣意書を配布す

ることにより、寄附金活動の目的を可視化した。さらに、同趣意書へ寄附サイトのQRコードを載せることにより、寄付を行う手続きの簡便化・促進化を図るなど、寄附金の件数を増やす募集活動を行っている。このように積極的に活動を展開しているほか、学校法人として特定公益増進法人の指定を受けるとともに、租税特別措置法を踏まえ、寄附者個人が所得控除ではなく、より有利な税額控除の適用を受けることもできるようになった。

補助金収入については、令和2年度より高等教育の修学支援制度が始まり、対象機関として認定されたことから毎年度、授業料等減免費交付金の収入を受けている。私立大学等経常費補助金の改革総合支援事業では、大学一体となって取り組み、令和2年度から令和5年度までタイプ1とタイプ3がともに採択されている。令和6年度は惜しくもタイプ1のみの採択結果であったが、今後も増額にむけて組織一体となり継続的に取り組みを行う予定である。なお、一般補助と特別補助の合計額は令和4年度（2022）年度から令和6（2024）年度は、表6-4-3のとおり3億円を超える補助金を得ている。

文部科学省の「私立大学等研究設備整備費等補助金」に関しては、専門分野において積極的に申請を行った結果、令和4年度に蛍光X線分析装置の901万円、令和5年度に近距離型3次元計測システムの1,045万円、令和6年度にデジタルマイクロスコープ一式の730万円の補助金を受けている。

また、科学研究費補助金については、学内の説明会や研修会等を実施し、その獲得に向けた取り組みを充実させるとともに、文部科学省の公的研究費の管理・監査ガイドラインに基づき、競争的資金等の取扱いに関する規程や管理・監査体制を整備するなど、研究活動の不正防止や公的研究費の不正使用防止に努めている。このような努力の結果、表6-4-4のとおり、採択件数及び配分額とも概ね現状を維持している。

表6-4-3 「私立大学等経常費補助金の推移」

学校	年度	一般補助 千円	特別補助 千円	合計 千円	学生数 人	順位 位	学校数 校
大学	R2年度	267,662	22,946	290,608	1,899	214	577
	R3年度	253,367	27,890	281,257	1,936	214	581
	R4年度	301,496	28,785	330,281	1,980	199	583
	R5年度	290,331	22,239	312,570	1,945	199	585
	R6年度	305,582	15,862	321,444	1,899	196	588

注) 学生数は別科日本語課程を除く

表6-4-4 「科学研究費の件数と交付金額の推移」 (単位:千円)

年　度	採択件数	直接経費	間接経費	配分額合計
令和2年度	16	10,800	3,240	14,040
令和3年度	15	9,964	2,460	12,424
令和4年度	17	9,500	2,850	12,350
令和5年度	18	8,100	2,430	10,530
令和6年度	14	9,103	2,220	11,323

6-5. 会計

6-5-①会計処理の適正な実施

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

本法人では、予算編成方針及び当初予算編成スケジュールに基づき、理事長のもとに組織された予算編成企画会議において、予算の原案を立案している。

立案された原案は、定例役員会の承認を経て予算案として具体化し、評議員会の審議を経て理事会で決定している。この予算編成は、毎年度 2 回実施することとし、当初予算の編成を 1 月から 3 月にかけて行い、補正予算の編成を 9 月から 12 月にかけて行っている。また、予算編成は、中期計画及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人部門の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が提出され、また、大学等の各部門からは学事計画書（年間の教育研究計画）及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書を法人事務局財務部で取りまとめの上、予算編成方針に基づき、中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。さらに期間中の予算執行においては、一層の効率化と経費削減により大幅な収支の改善に努めている。特に、施設・設備の整備計画については、学校法人全体の財政に大きな影響を与えるため、資金計画と事業の優先度を十分勘案し整備を進めている。

予算成立後は、財務部から各部門の責任者に対して直接、詳細な予算内容の説明を速やかに行い、同時に決定額についても通知している。予算の執行にあたっては、「学校法人別府大学経理規程施行細則」及び「学校法人別府大学契約事務取扱細則」等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、月次試算表を経理責任者である法人事務局長及び統括責任者である理事を経て理事長に報告している。

会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人は、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、年間を通して延べ 420 時間行われており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取した監査も行っている。

一方、監事には 2 人の非常勤監事（うち 1 人は税理士）があり、決算原案に基づき監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要

を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。また、この結果については、年間3回開催される理事会及び評議員会に出席して監査報告を行っている。さらに、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

予算成立後の執行過程においても、月次試算表等を通じて理事長による検証がなされるなど様々な角度から検証を行い、改善・是正等の措置を踏まえて予算を執行している。

なお、内部監査については、平成26(2014)年4月に理事長直属の企画・監査室を設置し、理事長の命を受けて、本学各部署の業務及び経理について、適法性及び合理性の観点から公正・不偏かつ客観的な立場で評価を行い、業務や経理処理に問題がある場合は指摘し、改善を求めている。内部監査は年度当初に立てた内部監査計画に沿って行うが、その監査結果については、該当する部門だけでなく、監事、公認会計士、定例役員会にも報告し、情報共有を図っている。

また、内部・監査室以外に、内部牽制機能の強化方策として、「別府大学・短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」等を整備し、物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行う検収センターを置くなど競争的資金等の適正な管理を強化した。法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等について周知徹底するとともに、会計事務の在り方や会計に携わる教職員の姿勢に対してもその適正性を求めている。

財務の情報公開については、予算成立後、速やかに予算書と事業計画を財務部内において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて広く公開している。また、決算については、理事会・評議員会で承認された後、事業報告書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録総括表、監事監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書、財務諸表の3か年推移及び推移グラフ、学校法人会計と企業会計の違い、学校法人会計の科目説明をホームページに掲載し公表している。また、学園広報誌「Be-News」及び学内掲示板に収支計算書及び事業報告の概要を掲載・掲示している。また、私立学校法に基づき、これらの計算書類、監事監査報告書、財産目録、事業報告書を財務部において閲覧に供している。

(1) 基準6の成果が出ている取組み、特色ある取組み

学校法人別府大学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、中期計画及びその基本方針に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤を安定化させている。

中期計画に関しては、令和3(2021)年に「法人第2期中期計画」が終了し、新たに「法人第3期中期計画」をスタートした。各年度の事業計画・事業報告によって達成度を評価し、PDCAサイクルを稼働させ、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを着実に進めている。

また、本法人は、昭和46(1971)年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、54年間連続して経常収支差額の黒字を続け、安定した収益力を維持している。令和6(2024)年度の経常収支差額は1億22百万円となっている。さらに、平成16(2004)年度以来20年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全14区分のうち「A3正常状態」に相当する。

(2) 基準 6 の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

私立大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営と健全な財務状況を継続していくためには、大学運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。

本学は、平成 26 年度に授業料の改定を行って以来、10 年以上改定せずに来たが、近県の私立大学の授業料との差が開きつつあると分析していた。このため、昨今の光熱水料を始めとする諸物価の高騰、また、18 歳人口の減少に伴う入学者数の低減、加えて 2029 年以降に急激に減少すること等をも踏まえつつ、学園の財政の強靭化を図るため、令和 8 年度入学生から学納金の改定を行うことを令和 7 年 5 月の理事会で決定した。

(3) 基準 6 の課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

授業料の改定を決議した中で、学生納付金と経常費補助金を安定的に確保するためには、入学者を安定的に確保することが重要である。このため、学生募集戦略会議を中心に大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携を強化していく。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組んでいく。

支出では、中期計画及び事業計画をもとに、収支バランスに配慮し、限られた財源を有効に活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行うことが重要である。各事業に優先順位を付けて重要事業に重点的に配分し、組織に刺激と活力を与えていく。

中期計画の最終年度である令和 8 (2026) 年度において、財務比率の目標を、①経常収支差額比率 5%以上、②人件費比率 60%以下、③人件費依存率 93%以下とし、その達成に向けて取り組んでいく。